

平成27年3月定例会
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成27年3月 3日 (火)
会 議 場 所	市役所 4階 委員会室
開 議 日 時	平成27年3月 3日 (火) 午前 9時00分
閉 会 日 時	平成27年3月 3日 (火) 午後 5時06分
委 員 長	中島 清
委員会出席議員	
委 員 長	中島 清
副 委 員 長	坂本 国広
委 員	菅野 博子 加藤 久子 野本 恵司 頓所 澄江
欠 席 委 員	潮田 幸子
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 1 1 号	鴻巣市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 2 号	鴻巣市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 3 号	鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例	原案可決
第 1 4 号	鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 5 号	鴻巣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	原案可決
第 1 6 号	鴻巣市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例	原案可決
第 1 7 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	原案可決
第 1 8 号	鴻巣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 9 号	鴻巣市教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例	原案可決
第 2 0 号	鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会条例	原案可決
第 2 6 号	平成 2 6 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 2 7 号	平成 2 6 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
第 2 8 号	平成 2 6 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
第 3 1 号	平成 2 6 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 3 3 号	平成 2 7 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 3 4 号	平成 2 7 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第 3 6 号	平成 2 7 年度鴻巣市介護保険特別会計予算	原案可決
第 3 9 号	平成 2 7 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議 請 第 2 号	「介護報酬の引き下げに反対する意見書」提出についての請願	不 採 択

委員会執行部出席者

(福祉部)

福祉部長	望月 栄
福祉部副部長	瀬山 久江
福祉課長	吉田 隆一
障がい福祉課長	杉山 彰男
子育て支援課長	春山 一雄
こども発達支援課長	高橋 正
保育課長	中村 幸司
保育課副参事	永野 和美

(教育総務部)

教育総務部長	牛田 忠
教育総務副部長	田中 潔
教育総務課長	村田 弘一
生涯学習課長	細野 兼弘
生涯学習課副参事	山崎 武
スポーツ課長	森田 政男
副部長兼中央公民館長	四方 輝雄

(保健医療部)

保健医療部長	福田 芳智
保健医療部副部長	川端由紀江
健康づくり課長	小沢 信吉
国保年金課長	瀬山 慎二
介護保険課長	高木 啓一

(学校教育部)

学校教育部長	小林三智雄
副部長兼学務課長	牧田 卓司
学務課副参事	初貝 博幸
学校支援課長	柳 雅之
学校支援課副参事	福島 栄
教育支援センター所長	松本笑美子
学校給食課長	清水 新一

書記 篠原 亮
藤平 美由紀

(開議 午前9時00分)

(委員長) それでは、会議を開きます。

執行部のほうの説明が終わっておりますので、これより質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(菅野) では、急行ぐらいの速さでやりましょう。98ページ、社会福祉協議会の補助事業が載せられています。これを昨年度と比べますと6,488万9,000円で、ことし6,188万9,000円ですから、300万減っているのです。仕事はふえているのではないかなと思うのですけれども、ここはなぜ減っているのか、社協の職員体制など常勤で使える状況になっているのか聞きます。

(福祉課長) 社会福祉協議会運営補助金につきましては、こちら地域福祉事業にかかわる職員の人件費相当分を補助しているものでございますが、昨年度と比べまして300万円減額になりましたのは、これ対象者のこの対象となる増減によりまして、それから生活困窮者自立支援事業のほうに計上したものがあつたため、300万円の減額となりました。以上です。

(菅野) 去年もそうですけれども、おととしも6,488万9,000円ですから、ことしになって減らしているわけですけれども、そうすると生活困窮者の部分というのは幾らぐらいふえているのですっけ。300万ふえているのですか。

(福祉課長) 新規のほうでこの生活困窮者自立支援事業につきましては社協へ委託をする事業でございます、それについての人件費、新たに雇う職員……

(菅野) 1,940万7,000円ですね。

(福祉課長) 予算は100ページの……

(菅野) 100ページの1,940万7,000円。

(福祉課長) ええ。

(菅野) わかりました。はい、これ了解。

では次、104ページ、上から4つ目で、難病手当支給事業ですけれども、2,000万になっています。これは、昨年は26年度は4,700万で、5,000円で

783名ですよと説明があったのです。25年度は4,400万。これ5,000円を1,000円にしたからといって人数がふえるというなら4,700万は本来同じではないのですか。半分以下にするというのはどういうことなのでしょうね。結局人数が減るということを見込んでいるのですか。何で2,000万なのか。去年4,700万なのに。あと、今回の説明が確かに早かったですけれども、飛び飛びの説明で、前は全部やったのですけれども、このごろ飛び飛びなのです。それで、人数が何人ですかという説明、今回一切なかったのです。今までは人数が対象者は何人ですよと全部ではなくてもあったのですけれども、今回ないので、去年783名と言いましたが、ことしは何人なのか。なぜ2,000万なのか。

(障がい福祉課長) 難病手当の金額ですが、委員さんご存じのとおり昨年の議会で5,000円の手当が1,000円に減額され、この1月から実施されております。これについては、金額については5分の1、5,000円が1,000円になりますので5分の1となりますが、国の試算でいきますと難病の指定が56疾患から300疾患にふえたと、それから小児慢性疾患が514疾病から705疾病に伸びたということで、国の試算においては1.9倍ぐらいの実質人数の増加だということで算定しております、国で。市におきましても、今回の27年度の予算の査定につきまして難病患者去年の実績からいって628名、今回ふえてくるのは予想されますが、それと国の試算の1.9倍を掛け、それに1人頭1,000円掛ける12カ月で算出しまして、今回約2,000万という金額になりました。

(菅野) これもう部長答えてください。おかしいではないですか。こんな話がありますか。結局5倍になるからといって5分の1にしたのなら、もとの4,700万を計上するわけでしょう。5倍になるということなのだから。国が1.9倍ともともとと言っています、議案の審議のときに。1.9倍ぐらいでしょうと、5倍になるわけではないですよと言っているのなら、では割るのも1.9で割った額にするのならわかるけれども、結局減らすためだったのではないですか。5倍になるから1,000円にするというのは、もともと4,700万必要だということでしょう、5倍って。それで5分の1にしたのに、5倍にならないということです。1.9倍しかないのに5

で割ってしまったということです。1.9で割るのではないのですか、普通は。

あと、人数がちょっともう一回。去年783人と言っているのに、ことしは何で628人って、何で155人も減るのですか。これ2点お聞きします。

(福祉部長) まず、5倍というのはちょっと私わからないのですけれども……

(菅野) 市が言ったのです。

(福祉部長) 先ほど言いましたように難病の指定の拡大に伴って国は1.9倍と言っているのです。

(菅野) ぐらいでしょうということですよね。

(福祉部長) 5倍ではなくて5,000円を1,000円にしたので、多分5分の1ということだと思いのです。なぜ1.9倍しかふえないのに予算を5分の1にしたのかという質問だと思います。その部分に関しましては、前回9月議会のときでもご説明を申し上げましたように、いずれにしてもこの難病手当を見直すに当たっては障がい施策の中で自立支援給付費が非常に大幅に毎年1億近く伸びていますというご報告をさせていただきました。一方で、この難病手当に関しましては医療費の分野も3割負担のところは今回2割負担のほう軽減されています。そういったこと、それから市が月額5,000円、年間6万円というのは、この手当を実施している21市の中でトップだったのです。逆に、16市が実施していないという回答ももらっておりまして、そういった全般から判断した中で月額1,000円ということで9月議会に提案をさせていただいたわけです。説明のほうは、そういった形でさせていただいております。

それから、対象人数なのですからけれども、25年の実績では628名というふうに報告はしているかと思うのですが、今の七百……

(菅野) 783名と私の去年のあれには書いてありました。

(福祉部長) 七百幾つというのはちょっと私はわかりませんので、25の決算で申し上げますと特定疾患のほうは576名で、小児慢性と先天性を合わせまして52名、合計で628名が25年度の決算の中では対象となっております。9月議会のときにはこの数字をご報告させていただいて、1.9倍に

なっていくだろうというような説明を差し上げたかと思えます。

以上です。

(菅野) 783名というのは予算書を見てですよ。去年の予算書と比べての数字です。決算ではありません。予算で783と言っているのが決算で628になる。25年度の決算なんてまだ出ていませんよね。

(何事か声あり)

(菅野) 25年出ているか。25年度の予算で見たので、では150人も差がある。ほかが出していないからやらないと、それから毎年医療費とかで1億以上ふえているからやらないと。でも、これ別枠のお金であって、ではほかがやっているならやりますか。では、福祉タクシー12枚しか出していないの鴻巣しかありませんよ、全県で。あと、どこかの町が1個、松伏町かどこかが12枚ですけれども、市では鴻巣だけです。12枚2つの自治体しかないのですから。ほかでやらないと言って、削るのはほかを参考にするけれども、ふやすときは参考にしないという、第一難病患者の方がこの手当がどんなに生活の中でもう必要な額になっているか。医療費とはまた別物ですよ。医療費かかるから削るたって、医療費はみんながかかるわけではなくて人によって違うわけですから、生活費の中でもう本当に必要な額となっているので、何とかお願いできないかと来たけれども、あつという間に退けられましたけれども、車椅子で来ましたよね、パーキンソン病の方も一緒に。そういう実態なのですから、要するに2,000万を、何でこういうところで削らなければいけないのかということ。ほかで削るべきところがあるではないですか。なぜこういう一番弱い立場の人々を削るのかって。他市がやっている。では、福祉タクシーふやしなさいよ。もう後で言いますけれども、おかしいではないですか。第一5倍になんかなりっこないですよ。1.9倍と言っているのに何で……全部600の事例に難病患者がいるわけないですよ。それを参考に削っているわけですから、何か課長が手挙げていますけれども、言うことありますか。あるのですって。

(障がい福祉課長) 昨年の実績が628名というのは前回の議会のときでも私は申し上げたと思うのですが。

それと、あと今回難病手当が減額されたことにつきましては、先ほど部長がおっしゃったとおり難病手当、昨年度、25年度の支出が4,006万トータルで支出されております。これに1.9倍の予想を掛けますと約7,600万、これが市の持ち出しになるということがまず一つの原因になりますが、難病患者については医療費、先ほど医療費は問題ではないという話でしたのですけれども、医療費についても国のほうで大分改善されまして、本人負担、所得によるのですけれども、難病患者の難病指定にかかった医療費が個人の月額の上限価格が大体生保ですとゼロ、税金のほうの非課税世帯ですとゼロ円ですけれども、最高でもゼロ円から3万円の間自己負担ということに今回決められております。大体普通平均的なもので5,000円から1,000円ぐらいが月額の上限額になります。その上限額、これ保険を使った残りの自己負担分の支払い額に対する月額の上限額になりますけれども、それを越えた分については国、県のほうからの補助が出ますので、医療費については上限額以上のものは本人が支払う必要はないということがまず1つ。

それから、障がい者の総合支援事業のほうで、今回25年度から難病患者が障がい者の範囲に指定されております。ですから、障がい者のサービス、今まで難病患者は受けられなかったのですけれども、今後については障がい者のサービス、移送サービスとか在宅でのサービス、そういうものについても支援事業者の計画書を作成していただかなくてはならないのですが、それによって障がい者の総合支援サービスが受けられるようになりますので、これは国が2分の1、県が4分の1で市が4分の1の負担になりますので、市としましては障害者支援法の利用を進めて、手当については若干減るような形になりますが、サービスのほうで補っていきたいと考えております。

以上です。

(菅野) これは答弁要りませんが、今の言い分は使ったら来るということで、使わない場合は来ないお金ですので、難病手当の手当というのは使う、使わないにかかわらず皆さんに出されるお金ですので、お金の出し方が違いますので、こっちがやるのだから我慢しろとはならな

いと思います。

108ページ、これは先ほど言った今度は敬老祝金です。敬老祝金を今回の改定で行く行く5,000円にするということですがけれども、これ不思議ですがけれども、敬老祝金が2,894万6,000円ですよ。26年が3,174万、予算ですよ、決算ではありません。25年が3,016万、24年、3,247万、これ年寄りって死んでしまっていて減っているのですか、5歳刻みでは。何で、ふえる、ふえると言っているけれども、減っているではないですか。少なく組んで後で補正組むということですか。何でこんなに毎年……去年よりだって280万ぐらい減っています。なぜ減っているのか。

(福祉課長) 敬老祝金のほうは、75歳から5歳刻みの人数でございますので、敬老会のほうでは75歳以上の高齢者、これは75歳以上の高齢者は年々増加傾向にございますが、実態としまして75から5歳刻みの人数というのは……

(菅野) 増減があるということ。

(福祉部長) ええ、増減があるということでございます。

以上です。

(菅野) それは、ではわかりました。では、これを半額にすると……議案審議の中で誰かが聞きましたよね。5年後か何か、どれぐらいになるかといったら倍にはならないということだったではないですか。5,000円にしようという5年後に倍になったとしても、3,000万かもしれませんけれども、そのときの5歳刻みで、仮に3,000万にしても6,000万あればできるということですよ。倍にはならないということでしたよ、5年後は。倍になったとしても5,600万か6,000万でできるのではないですか。これってさっきのお金ではないですがけれども、削らなくてはいけないお金ですか。ほかに削るところあるのではないですか。700億円も借金して、その借金はこういう福祉を削ったことでできている借金ではないでしょう。本当にそこら辺を考えて、なぜこういう全ての市民に一番弱い立場の人々に行くところの予算がカットの対象になるのかということなのです。これはもう部長に答えてもらったほうがいいですね。部長が好きだからって年中指名するのは何かなと思うけれども、済みません。

(福祉部長) 私が福祉部長になりましたことしで2年目なのですがけれども、結構やっぱり改正をさせていただきました。なぜこういった改正をしてきたか。今回の9月では障がい部門、その以前におきましても福祉は私が部長になる前でも随時先ほどの福祉タクシーとかさまざまな面で見直しをさせていただいております。こういった見直しの根底にあるのは、やはり本会議のほうでもちょっと申し上げたのですがけれども、もともと事業を福祉部門に限らずなのなのですが、見直すに当たっては、とにかくまず1つは制度改正とか法制度、そういったものが改正をしたタイミングで、果たしてそれが市にとってどうなのかということで見直していく、これは県の補助も含めてなのなのですが、そういった部分での見直し、それから対象が大幅に増加するとか大幅に減少するとか、時代の要請によってそういった需要がふえる、ふえない、こういった視点から見直しをするべきもの、そして市の単独事業の中で行っていく中で他市の水準を大きく上回っているのではないかと、そういった分の視点から改正をさせていただいております。そういった意味では、この福祉施策の中でも今後考えられるのは、当然皆様ご承知のとおり人口減少社会の中で子育て分野に福祉の予算がシフトしてきております。これ福祉分野だけではなくて、いわゆる人口減少が進みますと当然税収も減ってきますし、自治体の存立にも問題になってくると。そういった意味で国を挙げて見直しをしている。こういった中でも市も当然福祉施策の中での転換もしていかななくてはならないだろうというのが大きな根底でございます。そういった意味では高齢者がふえていく中で、今後この福祉施策の見直しのポイントとなっていくのは、今後は対象者がふえる中では生活に困窮、いわゆる低所得者への分野は確保していかななくてはならないというふうに考えております。ですので、一律にこういった手当とか何か福祉サービス等を提供している中では、今後所得制限、さらにそこら辺の見直しを進めて、本当に必要な人に本当に必要なサービスを提供していくという見直しを今後していかなざるを得ないだろうなというふうに考えております。ですので、子育て分野の施策とともに低所得者対策というのはきちっとした形で福祉の中でやっていきたいというふう

に考えております。

以上です。

（菅野） そんな論理はないでしょう。国が今どういうことやっているかといったらどんどん軍事費ふやして、ゼネコンの仕事、こっちの公共事業はどんどんやって、社会保障に大なた振るっていますよね。それを地方政治でやるものですよ。市全体の枠の中でどう使うかとやっていくべきです。合併以来一貫してずっと言っていますけれども、合併特例債推進型予算で700億の借金財政になったのではないですか。福祉を充実したからではありません。人数がふえたからって、人数がふえたって1人は1人です。人数がふえたら1人が5分の1のお金で生活できるのではありません。人数がふえても1人は1人です。生活にかかるお金はお金、まして政府が福祉切り捨てする中で市全体の予算をどう使うかという中で福祉部門は減らさないというのが本来です。こんな2,000万円や3,000万減らしたって、駅前再開発なんかで東口だって100億近くの税を使っているわけです。破綻してしまっただけで、全部市役所が行ってつじつま合わせしたのではないですか。今度またやると言っているわけです。そういう市全体のところで本来見直すべきであって、人数がふえたから何かといったら死ぬまで最後まで働いても食べていけない、餓死するか衰弱死するかならないです。行政の責任をこれは投げ捨てるものです。幾ら言ってもあれなので、時間はあれなので、次行きます。

108ページの上のシルバー人材センターですけれども、1,250万、これは毎年1,250万ずっと出しているわけですが、シルバーに空き家の見守りを頼むとそういう盗んだなんて言っていますけれども、シルバーが本当に高齢者の仕事の場になり得ているのか、政府は年金を70歳からにして、年金だけで食べていけると思うなど、死ぬまで働けということを言い出しました。福祉国家なんかではないですよ。そうすると、シルバーの場合、これ仕事したくて行くわけですから、仕事したくて行くのに3,000円も厚生なんかってお金取るというのの不当だと思うのですけれども、シルバーの仕事がちゃんと運営されて会員に仕事としてあるのでしょうか。入っている意味があるのでしょうか。そこら辺はどういうチェック

体制がされているのか、お聞きします。

（福祉課長）シルバー人材センターへの補助金の部分につきましては、市のほうとシルバー人材センターのほうの事務局のほうとの運営状況等も逐次連絡調整をしているところでございます。

（菅野）連絡調整しているたって、シルバーのやり方に行政が何らかの援助という、今度連絡調整したから空き家のことはシルバーに頼むようになったのでしょうけれども、それが本当に事業としてならないと決めるだけでちゃんとシルバーの人と住民に合った政策になっていかなければ絵に描いた餅になってしまいますよね。シルバーに入っている人に聞きますと、要は厚生費みたいの3,000円払って、会費1,000円払って、そんなに払うほど仕事はないと、入っていただけないと、お金もない中というわけです。川越なんか行くと会費500円で、何だかの会費なんていうのは取らないよというのです。まず、もうハードルが高い、入る自体が。それから、一番先頭に立つ理事長というのですか、役職は。シルバー人材センターの理事長だよね。理事長は、いつもいわゆる市長派の議員の受け皿になっていますよね。天下りというか、第2の就職口というか、天下り、今元公明党だった議員の方がずっと長くやっていますけれども、そういう特定の人に市のそういう経済的な事業を行うところに行くというのは私は民主的ではないなと思うのです。理事会の中でちゃんと相談して決めるべきだと思うのですが、そういうのも本来見直さなければ抜本的な改正にならないのではないかと思います。何で市長に賛成だった人の議員が施設管理公社だの、社協なんか今元市役所の幹部ですけれども、そういういわゆる市長の息のかかった人が配置されるのかと、本当に困った人がなればそういう政策は変わると思うのです。そこの人的配置にはどう思っていますか。正当だと思っている。これは部長ですね。だって、課長に言ったって答えようが。

（福祉部長）非常に難しい問題なのですけれども、いずれしましても別団体、市と基本的には補助金を市は出しておりますけれども、補助金の使用の用途に関して不適切な支出等があれば当然指摘はしますし、そういった範囲内で課長が申し上げた連絡調整という形になろうかと思って

います。いずれにしましても、シルバーにとりましては私どもができるものは今回の空き家の見回り、こういった事業をまずは確保して、必要量、菅野委員さんをご指摘したように仕事がないというような状況を招かないような形で、できるだけ市の業務の中で発注できるものはお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

（菅野）空き家の見回りなんて年がら年中シルバーの人全員に仕事があるわけではないです、どう考えても。ですから、本当は自治会なんかは出ているのは、シルバーの人にやってほしいのは、市から来る月1回の市報、こんなにいっぱい来るやつを班長のところまでシルバーから届けてほしいというのです。班長ですよ、自治会長とか役の人ではないですよ。班長ならその自治会によるでしょうけれども、うちの団地で言うなら1班は15人から20人ぐらいですから、もうずっと昔から坂戸なんかやっているのです。そうすると、毎月仕事があるのです、これは。自分の住んでいる団地に必ず仕事があるのです、シルバーの、近くの団地から。そういう仕事でないと、あったりなかったり、制度はあるけれども全然事業化しないなんていうのではしようがないわけで、これができれば自治会が物すごく楽になります。もうこの配布物がまず大変なのです、年にとって。どんどんふえていくわけですから。幾らやったって年たった500円なのですから、1件。もとは200円だったのを、私が行政協力報奨金で闘って300円上乘せになっただけで、額が同じでふやしたわけではない、こっちを減らしたのですから。そういうので、本当はこういう市の市報をシルバーが配ると、これならできます。毎月仕事がある、シルバーの人に。こんな市民に感謝されることはない、全市民に。自治会入っている方ね。シルバーが配る場合は、自治会に入っていない人にも配ることができます。自治会が配るのではないから。市が出すものですから、自治会に入っていない人も配っていいのです。自治会によっては、入っていない人には配らないと、本当ですけれども、私は会長のときは意地悪しないで、近所なのだから配ろうよと言ったのですけれども、配らないということもかつて。こういう提言なんてできますか。これは感謝されま

すよ。

（福祉部長）広報等の配布に関しましては私が所管しているわけではありませので、ここでどうのこうのとはなかなか言えないかとは思いますが、当然配布物が非常にふえてきまして、ご負担を非常にかけているというのは重々承知しております。ですので、私としては担当部署なり、そういったこういう意見がありますということはお伝え申し上げます。また、菅野委員さんにおかれましては、そういった何回か私も聞いておりますので、一般質問とか他の機会で市のほうへ提言していただければ、担当部署のほうで直接回答できるのかなというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

（菅野）では次、113ページ。一番下の要保護児童対策事業、これは虐待児童ということで報告がありました。去年が予算で430万ですから、50万ふやしているのですね、去年の予算が。これ具体的にどういう状況の仕事になっているのかお聞きします。要保護児童対策事業です。

（子育て支援課長）要保護児童対策事業でございますけれども、鴻巣市の要保護児童対策地域協議会、こちらのほうを関係機関と設置しまして、まず情報を共有して虐待の防止を図っていくという事業でございます。代表者会議を年1回、実務者会議を年に12回、個別ケース会議につきましては学校等関係機関と必要に応じて開催するということになっております。また、この中で予算の中で一番大きく占めるものについては家庭児童相談員の2名分の報酬が一番大きい金額で、288万円ということになっております。

以上です。

（菅野）それはきのう大体説明あったと思うのですが、では具体的に虐待児童がどういう状況になっていて、市民とかかわってどうだというのは、ではまだ説明できる状況ではないのですか、この事業は。何件ぐらいかかわってとか、そういう。50万ふえているわけですから。

（子育て支援課長）50万の増額につきまして、パソコンの1台増設ということでの予算の増ということでございます。また、虐待の件数も申し上げたほうがよろしいでしょうか。

(菅野) そういうこと。

(子育て支援課長) 虐待の件数につきましては、25年度の決算ベースでございますけれども、24年度と比較して3件の増加と。一番多いのが身体的な殴る、蹴る、打撲の傷、あざ、骨折、やけど、そういった身体的な虐待ということで52件。それと、心理的に言葉の暴力、無視、あるいは過干渉、あるいは子どもの前で夫婦げんかを見せるなどの心理的虐待、これが30件。また、ネグレクトということで育児放棄、あるいは何日も同じ服を着せる、あるいは下着など不潔なまま放置する、あるいは食事を与えない、そういったことのネグレクトが23件。また、性的虐待というのがございまして、そちらが4件ということで、こちら児童に対するわいせつな行為ということで4件。25年度につきましては合計で109件ございます。

そのほかに、要保護の主に家庭児童相談員のほうが受け持っておりますけれども、要保護家庭に対する虐待の防止という観点から、養護相談であったり育成相談、そういったことで育児やしつけ、不登校、性格、行動、あるいは未熟児、虚弱児のそういったことに対する相談ということで166件がそういった養育に関する相談がございまして。合計で25年度の決算で275件の相談がございまして。

以上です。

(菅野) これは大変な仕事しているということですよ。今上村君ですか、亡くなって。きのう葬儀が行われて、大変ニュースを報道されておりますけれども。これ民生委員の児童相談員ではないですよ、かかわっているのは。そうすると、市の職員と県の施設も一緒にやってくれるのでしょうか。実際にどういうふうな対応になっているのか、具体的な対応。

(子育て支援課長) 虐待の相談につきましては、先ほど申し上げました要保護児童対策地域協議会、こちら月1回実務者会議というのがございまして、そちらには上尾の児童相談所の担当職員が2名から3名出席いただいで、そのほか関係する市の担当課、そちらのほうにも参加をいただいで、月1回の会議を開催して、それに対しての経過報告、情報共有、

それと今後の対策をそこで話し合っただ対応しているということでございます。

（菅野）これは県だけではなくて市町村も責任持ってやりなさいというふうに変ったわけですよ。そうすると、対応している方五、六名はいるのですか。人手不足ということはないのでしょうか。

（子育て支援課長）職員の対応につきましては、子育て支援課の児童相談担当が正職員4名、こちらのほかにも兼務している仕事がございますけれども、正職員が4名おります。そのほか、先ほどから出ている家庭児童相談員、こちらが今現在2名配置されて6名、そのほかにも県の事業としまして月に2回ほどですけれども、そういったアドバイザーということで、月2回県の児童相談所のOBの方がこちらに応援に来ていただいている、アドバイスに来ていただいているという状況でございます。以上です。

（委員長）時間ですから、次に移ります。

（菅野）移るって。

（委員長）次の方に質問……

（菅野）では、どうするの。

（委員長）全員の質疑が終わったときに時間を見て、また挙手を求めますから、それまでは……

（菅野）時間が余ったら挙手を求めるというの。

（委員長）はい。全員が終わったとき……

（菅野）そんな論議したことないけれども、今まで。

（委員長）でも、やっぱりそのように。ほかの方もきのうも協力していただいています。ですから……

（菅野）だって、全然終わらないよ、私。19件やるというので全部整理してきているのですよ。答弁が長いのです。

（何事か声あり）

（菅野）質問する時間だけを区切ってください、では。議会と同じでしようがないでしょう。

（委員長）ですけれども、一般質問だって時間がもう決まっているわけ

… …

(菅野) だから、議会で時間制限されているから、ここは。なるべく審議できる場はここしかないのです。

(委員長) ですけども、そういうことによって… …

(菅野) 何。

(委員長) ほかの方はもう皆さん協力していただいているのですから、菅野さん… …

(菅野) いただいているって、これからではないですか。

(委員長) ですから、きのうですよ、きのうも菅野さんだけが結構長くやっているわけですから、一応全員が終わるまでは見守ってください。それで、午前中に全員が終わったときに、まだ時間が残っておれば、また再度… …

(菅野) そういう言い方はないです。先に手を挙げているのですから。

(委員長) でも、先に手を挙げたからと言って、その人が延々、延々ということは… …ですけども… …

(菅野) 延々たって、その人の誠実性でしょう。一般質問だって時間いっぱいやる人とすぐ終わる人いるではないですか。

(委員長) 時間がもったいないですから。ほかに質疑ある方、挙手… …

(菅野) 非常に反動的な議会ですよ。そんな運営ないよ。何言っている。答弁が長くて。

(委員長) では、事務局のほうでその点を、時間制限のことについての… …

(菅野) 6個しか聞いていないよ。

(委員長) では、暫時休憩します。

(休憩 午前9時37分)

(開議 午前9時39分)

(委員長) 再開いたします。

(頓所) 99ページの成年後見制度利用支援事業、これは平成27年度からの新規事業ということなのですが、108ページにあります高齢者成年後見

制度利用支援事業とどのように違うのかお伺いします。

(障がい福祉課長) 本制度につきましては、高齢者の成年後見制度と障がい者の成年後見制度という違いになります。本来自分で判断能力のない方につきましては、後見人や補佐人、そういう方をつける制度については、高齢者のほうと同じになりますが、一応障がい者対象ということで別枠で成年後見制度、今年度より新たに設けました。今年度につきましては新規事業になりますので、事業申請業務から一切にかかわる一連の流れとして2名の対象者を算出しております。

以上でございます。

(頓所) そうしますと、この2名分というのは市長申し立てをして、月々の手当というか、市長申し立てした人に対しての2名分ということですか。

(障がい福祉課長) 市長申し立てに関する経費のみです。

(頓所) そうすると、市長申し立てというのと、結果的にはどの程度の人を市長申し立てできるのか。というのは、結果的には家族に例えば障がい、けさも成年後見人のことをNHKでやっていたのですけれども、まるっきり天涯孤独というか、の人って少ないと思うのです。それで、家族がいても必要に応じてやっぱり市長申し立てできるようなこと、4親等まで調べろといったって、そんななかなか、どこか探せばいると思うのですけれども、それを探してというよりも、現状を見て、本当に4親等以内でいたとしても、必要だという人に対してやっぱり市長申し立ての門戸を広げるべきではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

(福祉課長) 108ページの高齢者のほうの成年後見制度の利用の事業については福祉課でやっておりますが、こちら対象者の方につきましては2親等以内の親族がいない方、またはこの2親等以内に親族はいるのですが、申し立てをしない方、こういった方、申し立てをしていただけない、申し立てをする方がいない場合に市長申し立てを行うということでございます。

それから、市長の申し立てに係る費用の負担のほか、要援護者にこの親

族、それから親族がない場合、負担能力がない場合につきましては後見人等の報酬も助成する制度でございます。

（頓所）それは高齢者のほうですか、障がいも含めてですか。両方ともということ。わかりました。

（福祉部副部長）今回この成年後見の予算については、ごらんいただくとわかると思うのですが、108ページのほうの部分については実は長寿生きがい課に所属される予算になります。新年度以降、4月以降ですね。99ページのほうは福祉課となっておりますが、これは障がい福祉課のほうの、現在の障がい福祉課の担当の仕事が福祉課に一括されますので、その担当になるということです。

成年後見の申し立ての市長申し立ての事務局は、基本的には長寿生きがい課です。基本の事務局は長寿生きがい課です。そこで市長申し立ての全ての事務をやっているのですが、実際に市長申し立てをした後に、後見人さんに対して補助をしなければならない対象者が出てきた場合には、高齢者福祉の予算は長寿生きがい課にあって、障がい者の予算はこちらで言う福祉課にあるという整理になります。ちょっと同じ内容になっているのでわかりづらいのですが、今回制度の機構改革もありまして、なおさらわかりにくくなってしまったのですけれども、そういったいきさつになりますので、よろしくお願いします。

（頓所）そうすると、その対象というのはあくまでも市長申し立てをした後見人が報酬付与がもらえない場合にお金を出すという。

（福祉課長）はい、そのとおりでございます。

（頓所）今後、市民後見て鴻巣でも2グループあると思うのですがけれども、その中で例えば生保の方を受任をして、報酬付与はもう生保だとももらえないと思うのですが、そういう人たちの活動の支援ということとどうか、報酬付与はもらえない人、後見になった場合というのは、市長申し立て以外の場合には何か助成しないということなのかな。

（福祉課長）いいえ、そういうことではございません。実際そういった場合に誰も要援護者が払う能力がない場合については、これについてはこちらがその後見人に報酬を支払うということをやっております。

(頓所) それというのは市長申し立てしていなくても……

(福祉課長) いや、別です。

(頓所) 大丈夫ということ。そういう活動をしていれば大丈夫ということですか。

(福祉課長) はい、そうでございます。実際そういうケースが何件か26年度もございました。

(頓所) わかりました。

続きまして、戻りますけれども、100ページの生活困窮者自立支援事業についてなのですが、全体的に社会福祉協議会に委託ということなのですが、生保の例えばチャレンジ事業という学習支援というか教育支援ありますよね。それとこの生活困窮者自立支援事業の学習支援事業との何か競合、バッティングするとか、同じような内容だと思うのですが、生保の人と生活困窮者の人たちの学習支援は別々にやっていくということなのですか。

(福祉課長) こちらの生活困窮者自立支援事業の中の子どもの学習支援事業でございます。これは、生活困窮者自立支援法に基づく事業でございますが、この学習支援の部分につきましては、生活困窮者自立支援法の中には生活保護世帯も含むという形で、この生活困窮者自立支援事業として生活保護世帯を含む世帯の子どもの学習の支援を行おうとするものでございます。

(頓所) そうしましたら、自立相談支援事業の委託を社協にされるのですが、そこは窓口とか、どこに行けば。社協の今総合福祉センターのところに事務局を置くのか、福祉課のところへ来て相談するのか、どこに行ったらいいのですか。

(福祉課長) お答えします。

今現在は生活にお困りになって相談に来る方というのは、福祉課の相談の窓口、保護担当の相談の窓口に来られて、保護担当のほうで対応しているわけですが、実際27年度以降もこの生活困窮者自立支援法という法律は施行されますが、同じように困っている方が福祉課の窓口に行らっしゃいます。その方の対応を保護担当と、それから生活困窮者

自立支援法の担当は社会福祉担当が行いますので、その2担当で相談に対応いたします。それと、生活困窮者の自立相談支援センターは総合福祉センターの中に置いて、そこで生活困窮者の自立相談員という社協に委託する相談員がいますので、そういった場合にその相談員を市役所の窓口のほうに振り分け、お呼びをして、それで一緒に相談をして、それ以後は総合福祉センター内にある自立相談支援センターのほうがその生活困窮者の方の支援プランを作成をして、相談を継続をしていくというような流れになります。

（頓所）そうしますと、相談員は何名で行っていきますか。

（福祉課長）生活困窮者自立支援センターのほうの社協の職員につきましては社協さんのほうの配置でございますが、2名ないし3名程度の相談員を予定しております。

それから、実際は福祉課の窓口に来るわけですので、そのときに社会福祉担当と保護担当の職員、市の正職員がまずは対応しますから、その職員も相談員を実質兼務するような形になります。

以上です。

（頓所）それでは、続きまして101ページの臨時福祉給付金支給事業についてお伺いします。

今年度は1万円だったのだけれども、来年度は、これ国の施策ですから6,000円を支給すると。結果的には対象者は今年度と同じだと思うのですが、どのくらいの送付した人に対して漏れなくもらっているかどうか。送付した人がきちんと申請されているかどうか。

（福祉部長）今回去年に引き続きということでやらせていただきますけれども、実際に特にこの臨時福祉給付金に関しましては、誰がどれだけ対象者なのかというのが非常にわかりづらくなっております。と申しますのも、もともと住民税が非課税が一つで、課税者の扶養になっていないという事実がありますので、そこら辺が、マイナンバーではないですけれども、税務上しっかり私は誰の扶養にもなっていないというデータがあればきちっとした対応ができるのですが、そこが自己申告制になってまいりますので、非常につかみづらい事業でございます。ことし26年

度の支給者が1万1,880人、これ今現在で支給している状況なのですけれども、これが全体の本来の対象者の何割だったのかというのは非常にはっきりしていないのが現状でございます。

いずれにしましても、今回相当担当者が何度も何度も呼びかけをしましたので、相当数は来ておりまして、また他市よりも多分支給人数を見れば高いのかなというふうに考えております。ですので、ことしの1万1,880人に対してまして、これと同等数の方が支給対象になるであろうなというふうには読んでおります。

以上です。

（頓所）わかりました。比較的若いお母さんたちというのはネットワークがわかっているので、子育てのほうの給付金は多分、ほぼ100%とは言いませんけれども、近いと思うのですが、高齢者のほうのは引き続き周知徹底をしていただければと思います。よろしく申し上げます。

それから、108ページの敬老会開催事業についてお伺いします。今地域ごと、自治会とか、大体自治会ごとに敬老会を開催していると思うのですが、大体どのくらいの人が参加しているのでしょうか。というのは、何か私も今回自治会の役員やっていて、実際的に敬老会に参加する人が人数の半分、対象者の半分以下だったのです。何で出ないのかといたら、やっぱりおもしろくない。その主催者側にもあるのかもしれないけれども、毎年同じことであるとか、結果的には行かなくてももらえるものは後で民生委員さんがもらってくるからというようなことがあったのですけれども、皆さんのコミュニティーだからとかお祝い事だからと皆さん、民生委員さんだとか自治会の人たちが一生懸命誘ったのだけれども、実際的には40%ぐらい、過半数以下だったのかなと思うのです。そうになると、この事業の達成率というわけではないのですが、事業としてやっぱりみんなが出てもらえるような敬老会の開催だとか、それから2,000円ずつもらって、それを何か全部分配するのですけれども、その辺で何かもっといい方法がないのかな、みんなが、というふうにちょっと感じたのですが。

（福祉課長）この敬老会開催事業の見直しについてでございますが、確

かに75歳以上の高齢者数が年々増加しております。これは、75歳以上の高齢者は年々増加傾向でございます。その中で、確かにご指摘のとおり参加率が40%前後にとどまっているという状況や、それから実行委員会等地域の開催する側の方が高齢化していますので、逆に75近くになる開催側の委員の方たちもたくさんおられます。そういった課題が現在もございますので、将来的にはこの課題に対してどうするかというのを見直す必要があると考えております。

現在は支部社会福祉協議会を初めとしまして、自治会、町内会など、多くの方々の協力のもとに成り立っている事業でございますので、このような方々から多くの意見をいただく必要があるというふうに考えますので、今年度、来年度も実施する予定でございます課長級のまちづくり地域懇談会、そういったものの議題の一つにしまして、この敬老会の見直しの意見集約を図っていきたいと考えております。

（頓所）実際実行委員が、役が終わったら参加者となっているという人が結構大半だったので、これは何か今後課題として敬老会の開催事業をちょっと考えること、方向性というか、来ているのかなというふうにちょっと感じたものですから質問させていただきました。

続いて、135ページ、生保総務費庶務事業です。ここの生活保護、さっきと似ているのですけれども、就労支援相談員報酬というのがあるのですけれども、これもさっきの生活困窮者とバッティングするような感じですか、別々なのですか。

（福祉課長）非常にわかりづらくて申しわけなかったのですが、学習支援事業についてのみ、実は生活困窮者自立支援事業のほうの中に生活保護世帯が入る、対象とするということでございまして、そのほかの支援、就労支援であるとか住宅支援のものにつきましては、生活保護受給者自立支援事業ということで、実は26年度、今年度までは県のチャレンジ事業ということで行っていたものが、26年度をもってこの県の事業が終了いたしますので、市の事業として新たに生活保護世帯を対象とした就労支援、それから住宅支援を行うという事業でございます。

（頓所）そうしますと、それは生活保護対象者けれども、生活困窮者

もできるということ。就労支援だとか住宅というのもこの人たちができるといえるのか、やってもらえるのですか。

(福祉課長) 実際は、非常に線引きというか、実際例えば離職によって住宅、社宅を追い出されるというか自宅を失って、それで相談する方がいます。その段階ではまだ生活保護の相談でおいでになるわけですが、生活保護の受給の前でございますが、それに対して県のチャレンジ事業というのは一時的なシェルターにお泊まりいただいて、一緒に住宅を探すという県の事業でございましたので、それをそういったものを市の福祉課についても、実際はその後生活保護になっていく世帯ということになりますので、そういうくくりになります。ですから、実際生活保護に入っていないくても、生活困窮の段階でこの事業の対象となるというものでございます。

(加藤) まず初めに98ページなのでございますけれども、先ほど前任者も社会福祉協議会の補助金ということで質問していて、減額になっているのはということで、先ほどの答弁の中で生活困窮のほうに行ったので減額になったというふうなことをお聞きしました。なのですが、今この社協の、これ人件費というふうなことでほぼ出されている補助金でないかと思うのですけれども、今の社協の職員の人数は何人おりますか。

(福祉課長) 今社協の人数でございますが、正職員27名、準職員96名、合計123名、26年4月1日現在は123名でございます。そのうちの地域福祉事業にかかわる職員、正規職員9名、準職員7名を対象とするものがこの補助金の対象でございます。

(加藤) 正規でやっている人たちと、臨時というかいろんな、本当にこんなに123名もいる中で、本当にすごい事業をやっているかと思っております。本当に正規でなくても一人一人がその担当をきちんと持たされて仕事をされていることを私もよく見ているのですけれども、あと厚生的なそういう保障というのですか、そういったものは臨時の方に対しては実際やられているのですか。例えば退職されるときには退職金とか、そういういろんな厚生、何でしたか……

(厚生年金の声あり)

(加藤) いやいや、厚生年金でなくて。普通正職員だといろいろな社会保険でそれを事業者が半分出すとか、いろいろなそういう対応がされているではないですか。だけれども、大体8時間労働ぐらい臨時でもされている方が多いかと思うのですけれども、いろいろなそういう保障的なものというのは、そういう方に対しても整っているのでしょうか。

(福祉課長) それにつきましては、社会福祉協議会の内部の問題ですので、こちら市としましては答える立場にはないと思います。

(加藤) いろいろな市の事業を社協にお願いしているものを社協独自で事業を起こしているというよりは、市から委託されてやっているというものがかなりあるではないですか。だけれども、それはもう、では関係ない、市としては関係ない、給料体系とか、いろいろな手当的なものとかというのは、もうとにかくこれでやってくれというふうなことでやっているということになるのでしょうか。

(福祉部長) やっぱり質問そのものの中で、社協、社会福祉法人として法人化してやっているわけですので、その運営に関しましては基本的には社協のほうへ聞いていただきたいというのが1つです。

それから、市のほうのこの補助金に関しましては、先ほど課長が申し上げましたように地域福祉事業として事業を委託している中で、その分の人件費相当分を市のほうが補助金等出しましょうというのが基本的な考え方ですので、その先の社会保険料がどうのこうのとかという話には、こちらのほうは答弁のほうは控えさせていただきたいと思います。以上です。

(加藤) では、市のほうで委託している部分に対しての人件費としては補助金として出しているということですので、内々のいろいろな話は関係ないとして、では十分市の補助金で賄える額を補助をしているというふうに市は認識しているということですね。

(福祉部長) 社協の中にはさまざまな事業をやっていますね、介護事業とか、そういった中での一つの社協の分野として市と協議した中で地域福祉を担っていただいているわけですので、そこに従事される方の人件費相当分を社協と協議させていただいて、補助金として支出していると、

そういうことになりますので、よろしく願いいたします。

(加藤)社協で今デイサービスセンターを事業としてやっていますよね。それは、市のことでなくて、それは社協のほうの事業所としてやっているわけですがけれども、それで今のこのデイサービスセンターをやっているところというのは、あれは市の持ち物ではなくて社協の持ち物になっているのですか。以前吹上でやっていたときは市の持ち物ということなので、その家賃というか、そういう払っていたことがありましたけれども、今現在もう吹上はやめてしまいましたので、その吹上のことはないと思うのですが、あそこの福祉センターにあるあの場所というのは、そういう家賃的なものというのはいないのですか。

(福祉課長) 行政財産のそこの部分の面積割をしました使用料としまして、年間60万円使用料、賃料としていただいております。

以上です。

(加藤)では、いろいろ大変な社協のことはわかるのですけれども、市としてはそれなりのことをやっているというふうな認識というふうになりますので、これ以上は質問はしません。この件に関してはしませんが。

あと、この地域支え合い、同じところにあるわけですがけれども、これは今現在は、最初始めるときには県のほうから50万円、そして市から50万円というふうなことでこれを運営していたかと思うのですが、実際この地域支え合いの中でやっている中で、当時これを始めようとしたときにはかなりいろんな今高齢者、リタイアした人たちがたくさんいて、もうどんどん協力会員として登録してくれるというふうな方がいるので、もう人にボランティア的にやって、そうではなくて、やはりそれがこれを商品券として与えられるわけですがけれども、そういうふうな事業で、とってもいいギブ・アンド・テークの中での生きがいとしてもできるということで始まった事業だというふうになっているのですけれども、今実際に活動できる人が少ない。登録者はどのぐらいいるのかは別としても、実際協力会員として活動できるという方が少ないというふうに聞いているのですけれども、補助金を50万円出している中で、市のほうはどんな

ような把握をされていますか。

（福祉課長）こちらのボランティアの登録者数は、26年度現在110人程度でございます。それから、1カ月の平均利用者数につきましては130名前後、平均時間数が185時間となっております。

それで、先日もこの地域支え合い仕組み事業のこのコーディネーターをやっている職員と話す機会があったのですが、非常にこのコーディネートについて、最近については利用がどうしても市全域にわたりますので、そのコーディネートの部分で若干苦勞はしているが、非常にやりがいを持ってやっていただいていると認識しております。

（加藤）先ほども言いましたように、県のほうの50万というのはもう打ち切られたわけですね。半額に減ったわけですがけれども、事業をする上で社協のほうでは半分になってしまったわけなのですからけれども、運営上問題はないというふうになっているのでしょうか。

（福祉課長）はい、運営上は問題がないと認識しております。

（加藤）107ページなのですがけれども、下のほうのところの下から3段目のところですね。外出支援サービス事業というのがありますけれど、これというのは、これわからないので聞くのですけれども、福祉タクシーを使うためというか、福祉タクシーを利用する方への補助として予算が計上されているのですか。去年でしたか、何か足りなくて補正を組んだのはこの外出支援サービスで補正を組んだのではなかったですか。その中で、そういう通院に福祉タクシーを使うがためのこの予算というふうに理解してよろしいのですか。

（福祉課長）常時ねたきりの状態にある高齢者の方であるとか常時車椅子を利用している高齢者の方で、一般の公共交通機関による外出が困難な方に対しまして、車椅子や寝台に乗りながら乗降できる移送用車両による外出支援サービスを行っている業者のほうに委託をして、利用をいただいております。

（加藤）これというのは、本人負担ももちろんあるわけですがけれども、介護保険の中では対象になるものではなくて、全く、どういった人がこれは。大体ねたきりとか車椅子の方というのは介護保険の介護認定者で

すよね。こういう福祉、この福祉タクシーというかタクシー会社に委託して外出支援サービスを受けるのには、どういったことで手続きがあるのですか。介護保険とは関係なく、どういったあれですか。

（福祉部副部長）ご質問の件ですが、実際にこのサービスをお使いになっている方は介護保険の認定を受けていなければいけないという要件はないです。ただし、現状として、先ほど課長が申しあげましたように、常時車椅子またはねたきりの状態の方でありますと、年齢的に65歳以上の方でということになりますと、ほとんどの方ももちろん認定を受けていらっしゃるという形になります。

それから、介護保険の中では車の代金を補填するようなサービスはありませんので、基本的には介護保険で同じ同等のサービスがあるかという点、それはないです。

以上です。

（加藤）そうですね。介護保険の中で独自に市町村で上乘せとか、横出しと言うのでしたか、こういうものを入れた中でやれば介護保険が使えるというふうなことはできるわけですね、もともと。だけれども、私もこれを使うというふうな方がいらして、介護保険でこれが使えるのだというふうな話をされていたので、いや、鴻巣はそういうことはないのではないかなと思いましたので、確認の意味でちょっと聞いたのですけれども。では、やはりそれは認定を受けていなくても利用できる。それは窓口に来て、ケアマネとか何かの方の関係でということになると思うのですけれども。

それで、本人はその距離によって幾らという料金になってくるのですか。

（福祉課長）これ時間で、1人1カ月180分を限度にしております。それから、費用の2割を自己負担をしていただいております。

（加藤）わかりました。

113ページ、一番下の段の要保護児童対策の先ほどの前任者のほうの質問もありましたが、本当に大変なことをやっていたというふうなふうに思うのですけれども、この家庭児童相談員の方というのはどういった資格があることが条件なのか、なくてもいいのか。

それと、どなたがこういう方を、2人ということですが、お願いをしてやっていたか、わかりましたら教えていただきたいのですけれども。

(子育て支援課長) 家庭児童相談員の要件ということでございますけれども、こちらにつきまして、まず非常勤の特別職という身分になります。また、資格ということでは、大学で児童福祉、社会福祉、児童学、社会学、心理学、教育学のいずれかを修めた者またはそれに相当する課程を修めた者ということ、また普通自動車運転免許を有する方、社会福祉主事として2年以上児童福祉の仕事に従事した方、あるいはただいま申し上げた方に準ずる業務に必要な学識経験を有する方と、いずれかの要件を満たしていれば家庭児童相談員になれるということでございます。以上です。

(加藤) やっぱりそうですね。本当に専門的な知識というか資格のある方でないとなかなか対応し切れないというのはあるかと思うのですが、もっと手短かに民生委員さん、主任児童委員さんとかいらっしゃるわけですよ、そういう方と、先ほどの中では職員とかいろんな県のほうの方とかのあれで月1回の会議もあるというふうにお話があったかと思うのですけれども、民生委員さんたちとの関係というか、そういったもの、連携的なものは何かあるのですか。

(子育て支援課長) 主任児童委員さんが市内に20人いらっしゃいます。こちらの主任児童委員さんと児童センターにおきまして、子育てサロンのほうを実施しております、月1回程度なのですが、このサロンのほうに主任児童委員さんが参加をいただきまして、そこで相談業務のある方、あるいは子育てに悩んでいる方等の相談業務を、子育てサロンに来た方と触れ合いながら相談を受けるという立場でご活躍をいただいております。

以上です。

(加藤) それで、大分いろんな相談の件数があるわけですが、こういう相談に来られる方というのは、直接やはり行政のほうに相談に来られているのでしょうか。

(子育て支援課長) なかなか市役所の窓口のほうにこういうことで……主にひとり親家庭の児童扶養手当の相談の方につきましては子育て支援課のほうに直接相談に参りますけれども、それ以外に子育てにあるいは悩んでいる、困っているというような相談につきましては、むしろこちらのほうから、健康づくり課でやっています1歳半健診、あるいは3歳児健診、そういったところに出向いていきまして、対象の家庭を前向きに発掘して、そういった方で相談のある方を、事前に虐待防止の観点ということで養育支援を行っているという状況でございます。以上です。

(加藤) では、教育委員会のほうに行きます。198ページなのですがけれども、中ほどに小学校ふれあいサポート事業、中学校もその後のほうにページあるのですがけれども、このふれあいサポート事業というのはどういったようなことをされているのかお聞かせください。

(何事か声あり)

(加藤) 198ページです。

(教育支援センター所長) こちらの事業は、特別支援学級の設置小学校及び通級指導教室、特別支援教育指導員の教室に指導員を配置し、障がいのある児童一人一人に応じた介助、学習支援の充実を図っております。

(加藤) 学校支援課というか教育支援、向こうの川里のほうのあそこのふるさと館でしたか、そこで主にやられているのでしょうか。

(教育支援センター所長) ふれあいサポート事業というところでは、各学校の特別支援を要する児童生徒についての支援ということで、教育相談にもリンクするのですがけれども、いろんな保護者や教職員から特別支援を要する児童生徒についての相談がかなりこちらのほうに持ち込まれております。そのところから、やはり支援学級を設置してほしいとか、あとは指導員の配置とか、そういう要望もあわせて相談の中で入りまして、そういう広いところからの支援ということで、支援学級を設置するとか、そういうものを……またこれは別なのですがけれども、就学支援事業ということで、就学支援委員会もセンターのほうで事務局としてやっております、その中でやはりいろんな問題が起きたところを拾いなが

ら、総合してこのふれあいサポート事業ということで実施しております、要は特別な支援を要する児童生徒、多動な行動をすとか、学校で非常に困っている、子どもたちが動き回ったり、どういうふうに対応していったらいいかを保護者のほうの方の相談がかなり多いということで、そこから全面的に支援をしているという、そういう事業です。

(加藤)では、次のページに行きます。吹上小学校の改築事業の中での、まず初めにディーゼル機関車の解体工事のことで600万というふうなことでなっていますね。これ無償でもらったというふうなことですけれども、無償でもらって600万かけてそれを撤去しなければいけないなんていうのは、本当にかんりの費用がかかりますよね。あれ、もともとはあそこにD51でしたかのあれがあって、秩父のほうで使うということで持って行って、その後持ってきてあるわけですね。もう見る限り本当に汚くさびて、すごくなっているわけですが、だからあれ本当600万で……

(ばらしての声あり)

(加藤)うん。あれして、本当鉄資源として売ることができるのでしょうか、まず。

(教育総務課長)吹上小学校に展示してあるディーゼル機関車の関係なのですけれども、委員さんご存じのように、もともとはディーゼル機関車ではなくて蒸気機関車のほうが展示してあって、蒸気機関車のほうを秩父線で走らせるということで、かわりに今のディーゼル機関車があその場所に設置されたという。もともとは、所有はJRさんのもので、市のほうとしては無償で使用貸借という形で借りていた経緯があります。それで、学校のほうからも、大分老朽化をしているので、25年11月なのですけれども、学校長、それからPTA会長名でディーゼル機関車のほうの廃棄のお願いということで文書のほうが出てきた経緯があります。それで、市内部でいろいろ検討したりだとか、あとは学校を含めて議会のほうにも全協のほうにも報告した経緯はあると思うのですけれども、一応大分老朽化が進んでいるということで、いろいろあれをそのまま改修して展示をするのか、撤去をするのか、いろいろ見積もり等も徴

集して検討した結果、基本的にディーゼル機関車についても学校からも文書が来ているように老朽化も進んでいるという。あれをまたもとの状態に戻すには、金額は定かではないのですけれども、数千万かかるという、その辺のJRさんからの見積もりも出ていますので、最終的には廃棄という方向でJRさんと協議していたのですけれども、もともとこの契約の中では経費に係る費用について市が負担をしてJRさんにお返しするという契約に基づいて協議を進めていたのですけれども、JRのほうで市のほうに無償譲渡しますよという、そういう形で2月10日付で協議が調ったもので、大分老朽化をしているということで、それに解体処分に係る費用が600万ということで計上させていただいています。

以上です。

(売れるじゃないの声あり)

(売れるではないかとの声あり)

(教育総務部長) 実際当時のまちの時代に、無償譲渡で受けて、返す場合は改修して返しなさいという文書になっているのです。改修するには、見積もりはしていませんけれども何千万もかかると。では、このまま解体、分解する方法はないかということでJRに相談した結果、JRも自分のほうでやらないから、鴻巣市に無償でやるから、鴻巣市が解体してくれと。中を見ますとアスベスト等もありまして、売れそうな高いプレートは一切ついていないのです。菅野委員さんが言うように、売れるようなものはないと。それで、一番市として安く済む方法は解体処分ということで。SLの時代は、子どもたちもSLに乗って交通機関の勉強をするような機会もあったそうなのですけれども、ディーゼルになってからはもうドアもあかないような、そういう状態のもので、学校としても教育に使えないという判断で、鴻巣市としては一番安く済む方法は解体処分だという判断に達したものでございます。

以上でございます

(加藤) では、ディーゼル機関車のほうの解体ではなくて、木造校舎のほうの解体のほうでちょっとお聞きしたいと思います。

先日いつだか日にち忘れましたが、木造校舎よさようならという

お別れ会というふうなことがありますして、ちょっと私もそこへ出席してまいりました。本当に昭和11年からオープンして、当時のお金で2万円で作った。2万円というのは、当時の価値としたらどのぐらいかといった、挨拶の方がそんな話をされていたのですけれども、まちの予算……

(何事か声あり)

(加藤) 違う違う。まちの予算が一般会計が2万だったそうです。それが6万円かけてつくったとってもすばらしい西洋建築を取り入れた校舎だというふうなことで、そんな話を聞いてきました。私もごく一部でも残してほしいなと思ってちょっと運動もしたりしたのですけれども、それに至らなくて解体ということになってしまったのですけれども。

それで、質問をまず1つしたいのは、この9,620万という解体等工事費用というのは新築のほうの予算計上だけで、解体の予算というのは今まで全然とっていなかったのでしょうか。

(教育総務課長) 吹上小学校のほうの工事につきましては、現在新校舎をつくっているということで、解体に係る経費、木造校舎の解体のほうは、今委員さんおっしゃったように9,620万6,000円計上したということで、吹上小学校の解体に関するものについては初めて計上させていただいたという。この解体については、一応校舎を設計した中に解体の費用も設計をしていただくという、そういう形の委託設計の中で、この金額については概算で算出した金額であります。

(加藤) 残念ながら解体されてしまうのですが、ある方からその方が頼まれているというふうなことでお聞きしたいのですけれども、この解体した木材の部分なのか何かわからないのですけれども、それをどんなふうにかそれを加工するのか何かで、とにかく全くなくしてしまうのではなくて、大きな建物の形として残すのではなくて、それを何か記念品みたいなことで欲しい卒業した人たちとか何か配るのでやってほしいというふうなことを言われて、やるのだよみたいなことをその頼まれた本人から聞いたのですけれども、そんなことがあるのですか。それで、それだとすると、どんなものの形でそういう記念品的に卒業生に配ろうとしているのか、わかったら教えてください。

(教育総務課長) 吹上小学校の木造校舎につきましては、委員さん言ったように昭和11年の建物で、かなり歴史のある建物というのは我々も十分認識しております。その木造校舎を解体するのに当たって丸々全部壊してしまうのか、何もそういう記念品として残すものはないのかというご質問かと思うのですけれども、一応解体のときに木材、ちょっと腰壁とかに使われているその当時の木材を使って、ベンチをつくろうという、そういう計画もあります。その木材を使ってベンチをつくって、新校舎のほうに配置をするとか、そういう部分と、あとはこれは学校のほうの考えだと思うのですけれども、材木を取り出しをして、解体のときに材木を壊してしまうのではなくて、その材木を取り出して、それを1センチぐらいの厚みに切って、そこに焼き印みたいなのを押しお配りをするという、これは市のほうの事業ではないのですけれども、学校のほうから要請がありまして、そういう部材については再使用をしたいという、そういうことは学校のほうと調整はしております。

以上です。

(委員長) これに関連して。

(加藤) では、ささっといきます。今のは終わりでもいいです。

205ページの上から3段目のところの市民文化祭の関係なのですけれども、何か説明があったのかなと思うのですが、ちょっと26年度はそこ総合体育館が工事のためということで、コスモスアリーナで。いろんな文化祭でもいろいろあるわけですが、絵画とか、そういったものの展示をするのはコスモスアリーナでやったかと思うのですが、27年度においては開催を、そういった絵画とか、お花とか、そういったものの会場はどこでやる予定になっているのか。

(生涯学習課長) おっしゃるとおり、26年度につきましては総合体育館が改修工事の最中ということでコスモスアリーナを利用しましたが、27年度については、作品展については例年どおり総合体育館のほうで開催をする予定にしております。

以上です。

(委員長) もう時間になりましたので。関連で。

(加藤) やはり毎年毎年鴻巣でというふうなことで、なかなか吹上の人たちは、いろんな文化活動をされている方がたくさんいらっしゃるのですけれども、もう皆さん高齢の方が多くて、なかなか来れない。26年度は吹上でというふうなことで、入場者数も何かかなり多かったような話も聞いているのですが、実際よくわかりませんが、そんなことも聞いています。できれば、やはり1年交代で、毎年同じところでなくても、吹上のコスモス、今度こっちも新しくきれいになったのでしようけれども、コスモスアリーナも立派な会場になっていますので、ぜひそういう交代でというふうなことの考えがあるのか、何か一言お聞かせください。

(生涯学習課長) おっしゃるとおり、ことし26年度コスモスアリーナで行いまして、かなりの吹上地域の方にもお越しをいただきました。その中で、総合体育館ということではなく、数年に1度はこちらのほうでやっていただけませんかというようなご意見もいただいております。こちらの運営につきましては文化団体連合会のほうでやっておる関係もありますので、そちらのほうとまた協議をいたしまして、この後そういった数年に1度はいいのではないかというような声も出ておりますので、それについてはまた検討させていただいて。文化団体連合会のほうの対応もごさいます。また、会場を設置する際のパネルとかが総合体育館でやる場合とコスモスアリーナでやる場合で、枚数ですとか、あるいは固定の仕方ですとか、そういったものがまた変わってまいりますので、予算のほうもまた若干変わってくる部分もあるので、今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思います。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時35分)

(開議 午前10時50分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(野本) 幾つかのポイントについて伺っていきたいと思います。

まずは、こどもデイサービスセンターについて、113ページ。26年度、大

きな事業としてこどもデイサービスセンターがスタートいたしまして、その後どういうふうに移してきたのか、そして平成27年度、これ113ページでは指定管理料というだけの載り方ではありますけれども、どのように進めていこうとされているのか伺いたいと思います。

(こども発達支援課長) まず、こどもデイサービスセンターの利用状況を申し上げたいと思います。ことしの1月末現在の利用者数の状況を申し上げますと、まず開所日数としては201日ございました。それで、療育事業としては664日ございました。それから、放課後等デイサービスのほうの利用人数ですが、小学生が1,265名、中学生が1,442名、高校生が683名、合計しますと4,054名の利用者の状況ということになっています。なお、この人数につきましては、当初の見込んだ利用人数とそれほどの差がないということは聞いてございます。

それから、平成27年度のことについてでございますけれども、平成26年度の事業実施の実績を考慮した上で、27年度についてのさらなる障がい児等に対する療育事業の充実という形でやっていっていただくようなことで、こちらのほうからも指導等はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

(野本) この指定管理者はもともと実績、経験のある管理者ということでありましたので、スムーズに運営されているのだろうと思いますけれども、27年度に入るに当たって何か工夫するところというのは特に新しくはあるのですか。

(こども発達支援課長) 実際にやっていただく事業としては、まずは子どもの関係で児童発達支援事業ということが1点。内容としますと、親子教室ですとか言語指導、運動機能訓練、ポーター、音楽療法等をそれぞれ月曜日から金曜日までスケジュールを組んで実施をしていくという事業に関しては引き続いて実施をしていきたいというふうに考えております。

それから、放課後等デイサービス事業については、特別支援学校、あるいは特別支援級の子どもたちが放課後の過ごす場所ということで利用い

ただいているわけですがけれども、こちらのほうについても引き続き利用しやすいような形で運営をしていってもらいたいというふうに考えております。

それから、現在こどもデイサービスセンターの自主事業という形での事業がまだ若干少ないかなというふうに思っておりますので、初年度、26年度については初めての年度ということでなかなか難しい点もあったかというふうに思っておりますが、27年度におきましては26年度の経験を踏まえて、自主事業の取り組みにも積極的にやっていってもらうように話をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

(野本)新しい改装された施設が天井も高く響きのいいという部分で、ちょっと音楽なんかにも向いているかなというふうにも感じたりしたので、いろいろご検討を今後いただければなというふうに思います。

次なのですが、障がい者歯科医療について伺いたいと思います。138ページ、こちらも障がい者等歯科診療運営業務委託事業というふうに予算で計上されていますが、まだスタートしたばかりというふうになっているわけですが、これについてまずスタートの状況がどういう状況なのか伺いたいと思います。

(健康づくり課長)障がい者等歯科診療業務につきましては、今年度、昨年10月から開始されました。場所につきましては鴻巣駅前、エルミこうのすアネックスビルの2階にアネックス歯科診療所ということで開設をさせていただきます。10月から1月までの障がい者等の受診者数につきましては、延べで現在4カ月で63名となっております。通われている障がい者につきましては、現在制度開始当初でございますので、当健康づくり課を中心といたしまして、まず登録制という形でやらせていただいております。現在登録者数が15名の障がい者に登録をしていただいて、定期的に歯科検診、歯科治療等を行っておる現状でございます。

今後は当然、今現在リハビリテーションセンターや嵐山郷といった障がい者施設において歯科診療をしている方々をより身近な地域で診療が受けられるよう今後も進めてまいります。まだスタートしたばかりでございます。

すので、今後はそういった形で進めながら、よりよい形にしていきたいと考えております。

以上です。

(野本) 当然4カ月間ということもあって、また他の医療機関で治療の方が途中で移ってくるというのもちよっと余り考えられないなというふうにも思うのですけれども、ただ現在の状況では、これ経営というのか委託をしているわけですけれども、事業者がやっているということだと思っているので、ある意味この数字から想像すると、運営は厳しいのではないだろうかというふうに感じるわけですけれども、その辺は市はどう見ていらっしゃるのでしょうか。

(健康づくり課長) 現在委託しております歯科医院につきましては、市内で別に診療所というか歯科医院を運営しているところがございます。その中で、現在月曜日の午前中、火曜、水曜の午後という3区分におきまして歯科診療を行っているということでございまして、現状はその本院のほうから定められた診療の時間帯に駅前に来て治療しているという状況でございます。また、今後麻酔等が必要になるとときには別個に東京の大学病院等から派遣していただけるという流れになっておりますので、その際に発生する医師の報酬等について、この金額が盛られているというところがございますので、現状大きな全身麻酔を使うということはまだないのですが、今後は当然そういったケースも考えられるという状況でございます。

以上です。

(野本) 27年度の予算の1,700万円というのは、どのような積算の見積もりになっているのでしょうか。例えば人数がどのくらいですとか、そういうようなことはあるのでしょうか。

(健康づくり課長) これは、5年間の長期にわたる委託契約という形で、当然医師、看護師等の費用、人件費等が主なものでありますけれども、そのほかに初期の導入費等についても若干予算取りしているということもございます。それを5年間でならした金額が1,700万ということでございますので、今後、今年度は半年、翌年度からは1年間の経営状況勘案

しながら、また検討していきたいなと考えております。

以上です。

(野本) わかりました。この健康づくりという部分で、ことしといいますか、鴻巣市の非常に大きな政策でもあります健康づくりということになりますので、ここにちょうど予算書の138ページから141ページぐらいまでに大体いろいろな事業が並んでいますけれども、健康づくり課あるいは保健医療部としてポイントとするべき事業についてはどう考えているのか伺いたいと思います。

(健康づくり課長) ご存じのとおり、鴻巣市では健康づくりの推進を1大テーマに掲げております。つまり健康で長生きして、生き生きとして送れる期間を延ばす、いわゆる健康寿命の延伸ということが大きな主眼となっております。

その中で、健康づくり課内に平成25年度からすこやか運動応援室を立ち上げて、今年度で2年度が終わるところでございます。その分野が新年度からはスポーツ健康課というところに所管がえをいたしまして、スポーツ課、また当然保健医療部、健康づくり部になるのですけれども、その部一体となって健康づくりを推進していくこととなります。現在すこやか運動応援室、2年間やってきた中での成果と申しますか進め方につきましては、1つは健康体力づくりという観点がございます。50、60、それ以降になっても体力を維持しつつということを主眼に、現在運動遊園というものが市内に4カ所ございます。定期的に指導員を派遣して、その指導を行っているところでございますが、今年度につきましては運動遊園と類似する事業で吹上、富士見公園と松原地域の大栄の公園内に今現在健康遊具が設置済みで、3月の下旬にオープニングを行いまして、すぐに健康体操教室を実施するという予定になってございます。そういった地域の中で気軽に健康づくりに取り組める、そういった公園遊具の設置に取り組んでいるということが1つと、またいつでもどこでも誰でも気軽にできるというラジオ体操を見直しをしております。いろいろな自治会、また団体からその指導にという要望が多々寄せられて、うちの職員が出向きまして指導を行っているところでございます。

新年度につきましては、8月21日にはNHKのラジオ放送でみんなのラジオ体操会というものが陸上競技場において行われると。これに向けまして、より一層ラジオ体操の普及啓発に取り組んでいくと。これは、一健康づくり課、スポーツ健康課ということではなくて、当然市を挙げて、その中心として健康づくり部が進めていくというようなことで考えております。

以上でございます。

(野本) 非常に体力づくり、要は生活するのに必要な筋肉をつくるということが必要なのだろうなというふうに私は思っております、この運動遊園、その指導、非常に期待をするところでもあります。スポーツ課さんですね、これは担当は。これに対する思いのほうは。運動してやられるのですよね。当然……

(何事か声あり)

(野本) 連携をしているところをちょっと伺いたいなというふうに思うのですけれども。

(健康づくり課長) 新年度の組織改正の中では、当然新年度からはスポーツ健康課の中にすこやか運動応援室が組み入れられることとなりますが、現在そのスポーツ課との調整を図っているところでございまして、まだスポーツ課内で恐らくパンジーマラソンがございまして、手がいっぱいということもあります。そういったことで、今後それが終わった後に十分な協議を重ねたいと思っております、ただ先ほど申しましたとおり、一課が行う事業ということではございませんので、当然健康づくり部として対応していくということは現在強く思っているところでございます。

以上です。

(野本) 体力づくりが非常に重要だというふうにも思っていますが、もう一つ、私は食生活については同じように重要なのだろうなというふうに思うのですけれども、138ページの一番下にも食生活改善の事業に対する小さい補助金がございまして、こちらに関する健康づくり課の考え方も伺いたいと思います。

(健康づくり課長) 食育に関しましても、非常に健康づくりを進める上で大きな課題だと思っております。現状食育に関する講演会や地域で行われますお料理教室、そういったところにおいてこの食生活改善推進員さんのお力が非常に強くなっております。地域でそういった健康にかかわる食生活を見直すことによって、健康寿命の延伸を図ることが主眼でございます。当然今後もさらにこの食改の委員の方々と連携して、そういった食育についての健康づくりを進めたいと考えております。以上です。

(野本) いろいろ食生活の指導というのは本当に勉強にもなります。私自身は、その前に食べ過ぎなければ健康になれるというふうにも自分でも体験しているといいますか、それだけでもまずは必要なのだろうというふうに思っておりますので、そこも含めて栄養バランスも今後力を入れていただきたいと思えます。

もう一つ健康づくりに関しては、141ページ、自殺対策事業というのがありまして、今年度委員会としても取り組ませていただいて、勉強もさせていただきました。条例が27年度に4月1日からスタートするというところで、この事業も今までにない多くの予算をいただいていると思えます。こちらについて条例との連携しての事業といいますか、方針を伺いたいと思えます。

(健康づくり課長) 自殺対策につきましては、本委員会で積極的に取り組んでいただきまして、来月1日から自殺に対する県内で初の条例が施行されるということで、その責任の重さをひしひしと感じておるところでございます。

その中、条例上で市の財源確保という条項も明記されてございます。今までは埼玉県基金事業による予算取りで各種事業を推進しておったところでございますが、一部基金は残るとは聞いておりますが、ほぼ市独自の持ち出しの財源になります。その中で、現年同様の額の事業費は確保できております。事業内容につきましても今年度をベースといたしまして、この条例化されたことによりまして、当然鴻巣市から自殺者をゼロにするという方向に向かって細かな行動計画というものをつくってい

くわけでございます。健康づくり課だけでは当然つくり得ないものでございますので、市役所の中に自殺対策の庁内推進委員会もございます。また、こういった議会の委員会の中で積極的に取り組まれたということでございますので、当然今後も議員の皆様と一緒に考えていかなければならない。来年1年間で何をやったから鴻巣市の自殺者がゼロになるというものではございません。中長期的な視野に立ちまして検討してまいりたい、そのように思っております。

以上です。

（野本）3月自殺予防週間があるというふうにも思っております、たしか駅頭キャンペーンもされるという予定も聞いております。今回の予算は一般財源だけから出ていますけれども、本来であればもう終わってしまっている国、県との関係の……県ですか、予算は今後若干は来る見込みもあるということなのでしょうか。

（健康づくり課長）一部残る部分はあるとは聞いておるのですが、まだ最終的に県から連絡は来ておりません。ただ、ほとんどなくなるということだけは聞いておりますので、そういった状況でございます。

以上です。

（野本）続いて、健康まつりについて伺いたいのですが、予算も余り大きくないので説明とかはなかったのですけれども、今年度はクレアの小ホールで、またたまたま体育館の改装、改修ということもあって開催されました。その効果と、あと平成27年度をどのように考えているのか伺いたいと思います。

（健康づくり課長）今年度につきましては、委員さんのおっしゃるとおり初めて単独で開催をいたしました。場所につきましてはクレアこうのすの小ホール及びその前面のホワイエを使用しました。来場者数につきましては576名ということで、本日の委員さんもかなりお越しいただきまして、その状況は肌で感じていただいたと思います。場所的に今までの広いスペースでの開催ではなく、コンパクトなホワイエを通っての導入、小ホールでの実施ということでございました。かなり人口密度が高いようなにぎわいのあるイメージとして捉えられたと思います。その中で、

メニューといたしましても、「がんを知る展」であったとか、または今年度初めて骨密度の測定ということで多くの方々に現状のご自分の骨密度について測定をいたしまして、指導、アドバイスをさせていただきました。大変な好評であったことから、新年度におきましても同時期にクレアこうのす小ホールを中心に、もう一度同じような形で進めてまいりたいと現状は考えております。

以上です。

（野本）私も今まで健康まつりがどちらかという脇役的な、と言うと変ですけども、産業祭が主役で、そこにちょっといるみたいなふうに見えていたので、独立してやられることは非常にいいことであり、また今後それがどう展開できるのかというのは非常に楽しみでもありますので、ぜひ部を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

時間もどんどん過ぎますので……191ページのALTのことについて伺いたいのですが、今回市の予算も投入されるように聞いております。ALTの授業、我々にとっては非常に新鮮に感じるのですが、こちらの市の考え方を伺いたいと思います。

（学校支援課長）ALTの今後の使い方ということなのですが、今年度までALTは10名ということで、それぞれ27校全ての学校に配置しているわけなのですが、来年度からは2名ふやし、12名という体制をとる。ご存じのとおり、本市においては川里中学校区を中心に英語教育の強化の研究をしておりますので、その辺の取り組みを全市的に今度は広めていくという役割もあります。

そういう中で、早期英語教育という視点において、まずは小学生の子どもたちに英語になれてもらおうということ。外国の方になれてもらうということも含めて、そういった役割のALTの役割というのはすごく大きいものではないかなというふうに考えておりますので、予算の範囲の中ですけれども、できる限り子どもたちに身近に接することができるようにALTの配置を考えたいと考えております。

（野本）わかりました。

続いて、学校給食のことについて伺いたいと思います。小学校給食事業、

197ページと中学校給食事業が202ページにございますが、このところノロウイルスへの対応というのが何回か話題に出ておりますけれども、その対応についてはある程度その仕組みといたしますか、でき上がっているというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

(学校給食課長) このところノロウイルスの発生が何件か出ておりました、先日も議会始まる前にご報告した、そういったこともあります、発生したときの対応方法、これについては委託業者のほうからそういった報告をいただいた場合、すぐにまず給食室の消毒、それをまず行っていただいて、それで体調不良の方の高感度検査、これをすぐに実施していただくように指示をしております。その結果が出るまでの間、例えば自校式給食の調理場であれば、人数も調理員人数限られておりますので、調理員を総入れかえするとか、そういった方法で、検査結果が出るまでの間はそのような対応を考えております。現に先ほどの屈巢小での発生も、そういった対応をとらせていただきました。

また、昨年12月には給食センターのほうでやはりノロウイルスの発生が調理員からありまして、センターのほうですと調理員もかなりの人数でございますので、これを全部入れかえということは到底不可能なことでありまして、これについては調理を伴わない給食、そういったもので検査結果の出るまでの間は対応させていただくという、そういう方法をとってございます。

以上でございます。

(野本) そうすると、小学校の場合と中学校の場合には対応の仕方が違うというふうに理解してよろしいのでしょうか。小学校の場合は調理員さんを入れかえることで給食は続けられるということではよろしいのですか。

(学校給食課長) 小学校の場合は、調理員さんも各学校限られた人数でございますので、また委託業者のほうでも代行調理員を抱えておりますので、そういった事態があった場合はすぐにそういった対応がとれるようになっております。

以上でございます。

(野本) 中学校の場合は、その代替の調理を伴わない食品、給食ということですが、そちらのほうは予算対応というのは盛り込んであるものなのででしょうか。

(学校給食課長) 中学校の場合、調理を伴わない給食としますと、牛乳とおにぎりとか、牛乳とパンとか、そういった組み合わせの給食になってくるわけなのですが、これの食材費については中学校の場合ですと材料賄い費、そちらに組んでございますので、それで対応をしております。以上でございます。

(野本) それは、要するに従来の予算の中での対応ということによろしいですか。

(学校給食課長) はい、そのとおりでございます。

(野本) 南小学校の校舎大規模改造工事、197ページについて伺いたいと思います。こちら非常に大きな大規模改造ということですので、その内容について伺いたいと思います。

(教育総務課長) 小学校の施設改修事業ということで、27年度については施設改修ということで南小学校の大規模改造、こういったものを予定しております。南小学校につきましては、昭和30年代に建設された校舎、それから日常の雨漏りもしているというかなり老朽化をしている、それからふぐあいも生じているということで、まず南小学校が大規模改造の学校に選ばれたと、そういう形になります。実際南小学校につきましては、棟が現在の職員室等ある管理棟、それから主に子どもたちが普通教室として利用している校舎、それから特別教室という図書室、そういうものが入っている特別棟ということで、一応3棟を改修する計画となっております。

初年度である27年度につきましては、先ほどの職員室が入っている棟をまず27年度に改修を行うという、そういう計画になっております。それで、次年度以降、2期で行うのか、3期で行うのか、残りの部分については改修を行うという、複数年度での改修を予定しております。初年度の管理棟の部分につきましては、まず改修費として約4億5,000万ほど予定しております。改修の内容についてでございますけれども、まず建築

工事に関しましては、先ほど言いましたように雨漏り等もしている関係上、屋根の改修、それから内外壁の改修、それから当然床の改修、それからトイレ部分の改修、それから電気、特に照明、それから放送設備、それから機械設備、機械設備といいますと給排水、それから受水槽とか、そういう給排水、水道、下水、そういうものも含めて、それから外構についても身障者用のスロープを設置したりという、そのような形の大規模改造工事、フルメンテで一応改修のほうは計画してございます。

以上です。

（坂本） 4つの部の部長に伺います。

まず1つ目は、27年度予算において、26年度との違い、もしくは新規特徴的なものがあつたら伺います。

2番目に、枠予算という考え方の中で、ふえたもの、減ったものがありましたら教えてください。

最後に、27年度に対する市民への責任を果たすことへの意気込みを伺います。

（福祉部長） それでは、まず福祉部のほうから回答申し上げます。

まず、予算以上に一番大きな点では、福祉部から福祉子ども部へ組織変わるという。これ名前が変わるだけではございませんで、実質今まで福祉部といいますと福祉課がメインで前面的に出てくるというイメージがありましたけれども、福祉子ども部になりますと、これからは子ども施策が実は中心になっていくのかなというふうに考えております。特に先ほども話がありましたけれども、人口減少の中で、まち・ひと・しごと創生法関連の交付金等もこれから交付されてくる中では、子ども施策が中心になるかと思っております。

ことしつくっております子ども・子育て支援計画、これを計画をつくっただけではなくて、実践に移していくというのが最大の課題かなというふうに考えております。そういった意味では、保育課におきます待機保育児の発生を防ぐという意味で、民間幼稚園から認定こども園への移行ということで今回予算も民間保育施設整備事業ということで2園の認定こども園の移行を推進していくということがまず1点ございます。また、

放課後児童クラブでは6年生まで来年度から見るということになりますので、その人員増に対応する増築であったりとか、または体育館等学校との連携の中で、放課後子ども教室との連携を推進していきたいというふうな考え方でおります。ですので、この子ども部、特に名称も子ども未来課、保育課となりますけれども、ここが中心的な来年度以降の事業になろうかなというふうに考えております。

また、福祉課におきましては、先ほど来からご質問もありました生活困窮者対策ということで、新たに国の予算もつきまして、新規事業で生活困窮者の自立支援という今までセーフティネット、生活保護というのがメインでございましたけれども、そこへ行く手前でこのセーフティネットにかけて自立を促していきたいというふうに考えております。

いずれにしても、来年度福祉部、福祉子ども部になりますけれども、大きな転換点になろうかなというふうに考えております。さまざまな計画、ことし3本計画つくりました。障がい者の計画もつくりました。高齢者の計画もつくりました。こういった計画つくっただけではなくて、実践に合わせた形での27年度の事業になろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

(教育総務部長) それでは、教育総務部、来年度の大きく変わる点と主な事業について申し上げたいと思ひます。

まず、改正法に伴いまして、教育委員会制度が27年4月から変わると、それに事務的に間違いのないようにスムーズに移行していきたいということ。それから、もう一点は、学校施設が特に老朽化が進んでおりますので、維持管理の対応を迅速にしていきたいというのが主なものでございます。

事業ごとに予算の増減ということでございますので、主な事業を何点か申し上げたいと思ひます。まず、市長の説明の中にもありましたみどりの校庭推進事業では、来年度は赤見台第一小をやります。これは、面積が約3,500平方メートルを予定してございまして、26年度の中央小より若干面積的には狭くなります。その分ちょっと予算的にも若干減少してい

る状況です。

それから、小学校の施設改修事業では、南小、先ほど野本委員さんの質問にありました南小の大規模改修、それから常光小のトイレの改修の設計ということで、予算的には約3億3,600万ほど事業ベースで増加しています。

それから、吹上小学校の改修事業につきましては、今年度は木造校舎の解体、外構工事、ディーゼル機関車の解体工事ということで、主な建設工事は終了していますので、事業ベースでは約7億9,500万ほど減少している状況です。

それから、中学校の施設改修事業では、今年度川里中の体育館のつり天井と大規模改修ということで、事業ベースで2億5,300万ほど増加している状況です。

それから、図書館の図書館管理運営事業におきましては、26年度からスタートしたセカンドブックを継続してやっていこうということで、1冊当たり約1,500円前後になるかと思うのですが、小学校1年生に27年度も継続してセカンドブックを配っていききたいと。

それから、先ほどの予算の説明の中にもありましたけれども、図書館と小学校の小学校図書館、小中学校の図書室との連携と支援の強化ということで、来年度12校、2校から12校に拡大していききたいということでございます。このための予算は、指定管理料にしまして約1,200万ほど増額を見込んでおります。

それから、吹上複合施設建設事業におきましては、こちらも大きな工事終わりました、現在駐車場等の整備工事をやっております、27年7月の供用開始を目指しております。事業ベースの予算で8億9,400万ほどの減額となっております。

それから、新規の事業といたしましては、文化財の保護啓発事業ということで、文化財マップの作成を計画しております。新規の事業で約230万円ほどでございます。

大きく変わる点というのは、先ほど来から話が出ておりますスポーツ課が、スポーツ健康課ということで市長部局に移行するわけですが、

例えばパンジーマラソンだとか、市民体育祭だとか、埼玉駅伝だとか、大きなイベントにつきましては今まで教育委員会が総出でやっていたものが急に市長部局へ行ったとしても、全部市長部局の職員がということになると経験がありませんので、少しずつ教育委員会……例えば今考えているのは3分の1、ですから27年度は3分の2ぐらいは教育委員会が援助して、少しずつ教育委員会から市長部局にシフトしていきたい、そういう考えでおります。

来年度の意気込みという……

(委員長) 学校教育部長。

(何事か声あり)

(委員長) いや、手挙げたから。

(学校教育部長) 少しフライングしてしまったみたいで済みませんでした。

それでは、学校教育部ですけれども、まず1つ目の大きく変化するところでございますが、組織として学校給食課が来年度からは学校支援課の中に入るということで、主に自校給食が19校全てで開設されましたので、来年度以降は学校給食に関しては、これまでも当然取り組んでまいりましたが、食育、またアレルギー対応、こういった食育部分に重点を置いた施策、あるいは事業に展開をしてまいります。

そして、学校の夏休みの短縮が来年度から始まりますので、今まで以上に土曜授業とも相まって、授業時数を確保して、学力向上に努めていきたいと。来年度は3日程度なのですが、実際は土日が挟まりますので1日なのですけれども、3日程度短縮をしてまいります。

それから、2つ目の予算の大枠のところでは新しい事業、またふえた事業というところがございますが、1点目は先ほど野本委員さんの質疑の中にありましたが、グローバル化に対応するというところでALTを、厳しい財政事情の中ですが2名ふやしていただいて、ネイティブな英会話ができるように、少しでも多くALTを配置し、子どもたちに英語になれ親しんでいただくということがございます。

また、特別支援の関係でございますけれども、吹上小、松原小、川里中

に新しく特別支援学級を設置いたします。こういったところの環境面、また人的配置もふやしていただいておりますので、さらに特別支援教育の充実を努めてまいりたいと考えております。

また、放課後子ども教室もこれまで10校だったものに対して1校、小谷小学校に放課後子ども教室を増設いたしまして、放課後の子どもたちの安全な居場所づくり、また交流の場としてふやしてまいります。なお、これについては平成31年度までに全小学校に設置をするという目標で計画をしていきたいと思っております。

それから、4点目ですが、市長の中にもありましたが、地域人材活用事業ということで、学生ボランティアをさらに充実してまいります。教職を目指す大学生、3年生、4年生を中心に学校現場を知っていただいて、インターンシップも兼ねて学生ボランティアの持っている若さ、また活力、こういったものを学校教育に導入してまいります。

さらに外部指導者ということで、運動部活動の外部指導者を今中学校に8校で40人配置をしているわけですけれども、目安として各学校1名増で8名、地域人材活用ということで増員をしまして、大分教員も高齢化して、運動部活動を持つ持ち手が少なくなっている、あるいは教員の数も減っていますので、なかなか2人で持つということもできなくなっている現状もありますので、外部指導者の力をおかりして部活動の活性化を図っていききたいと、そういったところが来年度の予算に関する部分です。

最後に、意気込みというところなのですが、かつて県の埼玉県教委の事務局長が鴻巣の学校を訪れたときに、鴻巣の学校には光潤な香りがするというお褒めの言葉をいただきました。光潤というのは光と潤いということなのですが、一人一人に光が当てられて、かつ全体としては大変潤いに満ちた落ちついた学校環境が整っていると、この言葉がもとになって現在の潤いと光ある鴻巣教育のビジョンというのがございます。これの実現を目指して、学校の2本柱は生徒指導と学習指導でございますので、いじめ、不登校に関しましてはいじめ問題対策連絡協議会の条例も設置していただきましたので、これを活用しながら、不登

校対応にも十分整えた生徒指導の充実、そして先ほど申しましたが夏休み短縮、あるいは土曜授業も含めた授業時数を確実に確保して、学力向上を図っていききたいと、これを車の両輪として来年度、地域に開かれた活力ある、また安心安全な学校づくりを強力に推進していききたいというふうに意気込みを持っております。

以上です。

（保健医療部長） それでは、保健医療部のほうからお答えさせていただきます。

まず、施政方針にありますように、人もまちも健康、これが基本方針となっております。国のまち・ひと・しごと創生法もございますけれども、高齢化社会に対応した、これを見据えた事業を展開してまいります。そのために、まず具体的なところでは、市の第2次健康増進計画、いきいき健康プラン21に基づきまして事業を推進してまいります。

27年度の事業といたしましては、リーディングプロジェクトと申しますか、シンボルと申しますか、健康体力づくり推進事業、これの展開が外部に展開できるものかなと思っております。また、議会のほうで制定いただきました自殺対策事業、これが4月から施行されます。それから、一昨年、やはり議会で制定いただきました歯科口腔保健に関する条例、こういったものについても着実に事業を実施してまいりたいと考えております。こういったさまざまな基盤と申しますか、ものができてまいりますので、ことし10月には健康都市宣言ということで、改めてこの点を確認させていただきたいと思っております。

それから、枠予算の関係ですけれども、全体的には国全体の流れとして高齢者の部分から子育てのほうへシフトしてくるのかなと思っております。ただし、高齢化の進展に伴いまして、自然増というのはもうとめようもないことだと思っております。こうした中で、今一般会計ではなく特別会計になりますけれども、国保ですとか介護保険、こういったものについては今後大きな変革が予定されております。

具体的には税社会保障一体改革に基づく今回の改正となっておりますけれども、国民健康保険については制度始まって以来50年ぶりの大改

正ということになってございます。また、介護保険についても、制度開始以来初めての大幅改正という状況でございます。こういったものに対して部としてどういうふうに取り組むかということですが、どちらかというところと今まで各所属ごと、あるいは保険制度なら保険制度の種類ごとに縦割りあるいは施策事業がぶつ切りになっていたところがあると思います。こういった部分につきまして、今回組織改正で健康づくり部ということで一体的に取り組むことが、またより一層できる。この中にまたスポーツ健康課を含めて、そういった身体・健康の分野まで含めて一体的に取り組むことができるのかなと考えております。

お互いのそれぞれの事業、部内で情報共有し合いまして、市民の健康保持、増進のために連携して取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

（加藤）簡潔に質問しますので、簡潔にお願いします。

吹上の複合施設のところの駐車場なのですが、7月から開設ということなのですが、今もう更地になっていますけれども、この予算の中で、これ新年度に駐車場の予算計上で、新年度になってやるというふうな計画だったのでしょうか。

（教育総務課長）吹上複合建設事業のほうの駐車場整備の件だと思っておりますけれども、こちらにつきましては26、27年度の継続費で行うということで、実際にはもう現在吹上公民館が解体と、ある程度かぶるような形で工期のほうは設定をしております。吹上公民館の周りの植栽だとか、ああいうものについては駐車場等整備のほうに含まれておまして、もう着手はしております。実際解体工事のほうは2月いっぱい終わります。その後には具体的には駐車場の整備という形にはなってくると思っておりますけれども、先ほど部長が申しましたように、27年6月末が一応工期ということで、7月の供用開始を予定しているところでございます。

（加藤）きのうあそこの脇通ったら、桜の木が1本残して全部伐採されてしまっているのです。どういうふう整備するのかなというふうに思っているのですけれども、もっと早くに本当に、もう更地になっているから、もっと早く工事ができないのかなというふうに思っているのです。

けれども、これもう時間ないからいいです。

それと、あと図書館の関係なのですからけれども、215ページの今現在この図書館は何人で運営、それぞれやっていますか。というのは、今実際どこの図書館にもなければならぬような図書が吹上にはなかった。いろいろ調べてもらったら書庫にあった。何で書庫にあったかという、もう古くなったので書庫にしまっておいたというふうなことらしいのですけれども、もう幼児書で、これはどこの図書館に行ったってないのがおかしいというぐらいに必要な図書、幼児書だそうなのですけれども、そういうふうないろんな選書とか何かする中で、先ほど説明の中でも図書担当の人とかいろいろな中で選書しているというふうなことの説明があったかと思うのですけれども、どのような本当に、指定管理になったことでそういうふうな図書が書庫にしまっているなんていうことはどういうことなのか、わかりましたら。

(生涯学習課長) 所蔵されていない図書に関しては他の図書館から取り寄せることもできますし、あるいはリクエストという形で市民の方からリクエストをいただいて、それを選書会議の中で検討していくという方法をとっております。

(加藤) その中で、リクエストで見たのだそうです、その行った人が。ところが、吹上の中にはそれがなかったそうです。川里のほうに調べたら、あったら書庫にしまっているということがわかったというふうなことなのです。やっぱりそういう、それが指定管理になったからというふうな理由なのか何か、その辺ははっきりはわからないのですけれども、やっぱりもっと充実した図書館としてやっていただきたいというふうに言っておきます。これもういいです。時間ないので。

それと、先ほど夏休みが短縮されるという……

(何事か声あり)

(加藤) 3日というふうなことの………

(だって順番にやっているんだからさの声あり)

(加藤) あれで、なのですけれども、それは……

(何事か声あり)

(委員長) 静粛に。

(加藤) エアコンを入れたことによってというふうな誰かの一般質問の中でそんな検討しますという話がありましたよね。だけれども、エアコン入れたから3日夏休みが短縮になるという理由が全然ちょっと理解できないのですけれども……

(何事か声あり)

(加藤) 一言でお願いします。

(学校教育部長) エアコンを入れたから夏休みを短縮したという考え方ではなくて、あくまで授業時数を確保するという事で夏休み、近隣でも大分始まってきておりますけれども、確実に授業時数を確保し、子どもたちの学力を上げていきたいということで導入をいたしました。以上です。

(菅野) 時間がありませんので短く答弁してください。

139ページの運動遊園で、138万1,000円出しています。この講師謝礼と指導員で96万8,000円と、100万近く出しているのです。それから、それと関連して141ページの一番上で、体力づくりのところで、ことし健康体操器具設備工事に557万3,000円出しています。これ同じものを使ってやるわけで、去年1,114万5,000円も出して2カ所体操遊具設置工事をやっているのです。先ほどからの説明では、これをやるのが健康増進になると言いますが、たった月2回指導員が来てやるだけで96万8,000円払うのもいかなものかと思えますし、あいている日がほとんどで、やっていません。私は、これは指導している人に聞いても、そんなに常時やっているわけではないから、これほどのお金を投下するほど効果はないというふうに聞いています。

それから、看護師とかそういう人に96万8,000円も出しながら、ボランティアで指導をお願いしている人は交通費も出していないということで、大変お金の使いようがいかがかと思えますので、このことが大きな効果があるという、別にその趣旨を言っていたかなくてもいいのですけれども、大変過大なお金をかける施設だということです、あの場所が。子ど

もが遊べるわけでもない。だから、もう少し金の使い道として、市民の声など実態を見るべきではないかと思います。

それから、もう一個言っておきます。最後ですけれども、今第2体育館を総体が使えないからということで貸し出ししています。これ課長ともやり合い、話をしたのですけれども、大変床が滑るのです。それで、骨折した方がいます、滑って。そうすると、指定管理の責任だと言って、したら指定管理は何か分厚いのを持ってきて、マニュアルを持ってきて、指定管理は天災か何かでけがしたのでなければ一切やらなくていいのだということになって、別にお金をよこせということではないのですけれども、使わせるからには、古いのだから壊すのだからしょうがないではなくて、滑らないような措置をちゃんとしてやっぱり使わせなくてはまずいと思うのです。けがした者があんたが運が悪いのだというのではないのだと思うのです。滑るから気をつけましょうという掲示もなければ……何人がどういうことになったかという、そういうほかにも骨折した人があるのですけれども、そういうことも聞いていないと。ですから、使わせるからには滑る場所に対して滑らないちゃんとした措置をして貸すべきだと思いますので、この2点だけお聞きします。

（健康づくり課長）まず、運動遊園事業につきまして、こちら市内の4カ所にある運動遊園で行う体操教室に係る経費、その中で……

（高いの声あり）

（健康づくり課長）先ほどボランティアさんには何のあれもないとお話しでしたが、ボランティアさんにも月に4,500円ほどの謝礼を出しております。その点をご了解いただきたいと思います。そして、

また、健康体力づくりにおける体操遊具の設置につきましては、この運動遊園事業とは内容的にはさほど変わらないのですが、別な事業という形で組んでおります。今年度吹上と松原にということで、2カ所つくりました。新年度はもう一カ所つくる予定でございまして、こちらは今やっている運動遊園での指導員さんが、もちろんご協力はいただくことになるのですが、今後の見通しとして地域の中の自治会やそういった団体等で、そういったところでリーダー的な方をできればつくっていただい

て、運営というか指導していただきたい。

また、一度指導しておけば、いつ使っても、それは自由でございますので……

(やっていませんよ、やっていないの声あり)

(健康づくり課長) できる限りご利用いただきたいということで進めております。

以上でございます。

(スポーツ課長) 第2体育館の使用の関係なのですが、菅野委員さんに言われたとおり、滑りますという注意掲示のほうはすぐさせていただきました。床の補修の関係なのですが、指定管理者と協議をしまして、対応できるかどうかを早急に検討しまして調整していきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

(菅野) この運動遊園ですけれども、今度新しくつくるのは50台ぐらいと、いわゆる若い人向きの、今までとちょっと違う、どこか違うところがあるとお聞きしています、ボランティアで指導する方がおられまして。それで、今までののは割方高齢者向きだと。たった月に2回指導するだけで96万、すごい金かけているわけです、看護師なりなんなり。それで、日常的に見ていると、ほとんどやっていませんよね。どこに聞いてもやっていないと。指導員の方にも本当にあれが健康増進に役に立つと思うかと。ラジオ体操のほうがよく役に立ちます、こんな大金かけないで、どこでもできるのですから。子どもが遊べるわけでもない場所だけとって、高いです、550万もするなんて。もう少しほかの健康増進の方法があると思います、わざわざ呼びつけるのではなくて。家庭でできるような形でもっと予算を有効に使ってほしいということなのです。どんどん、どんどんふやしていくのですか。市民に聞いてごらんください。指導して、いつでも施設があるのだからやれますよって、おもしろくなければやりません。たった1人でぶら下がったり、こんな行ったり来たりはしません。特に今度は若手向きでやるからなお来ないというのです、

50代ぐらいの人はもっと来ないわよと、70過ぎぐらいなら行くけれども。そこら辺はどうですか。どこからこういう政策が出るのか。

（健康づくり課長）当然健康長寿を目指す中で、50代、60代からの健康づくりが主眼になりますので、そういった方々に広く利用していただきたいところではございますが、現実的には菅野委員さんのおっしゃるとおり、高齢者の方々の健康遊具として今機能していると考えております。今後団体、地域の方々等に指導していく中で、先ほど申しましたとおり、地域の中で自主的に活動し、またラジオ体操等も組み入れた中での健康体力づくりの一環としてこの健康遊具がうまく機能できればいいかなと、そういうふうに考えております。どうぞよろしくお願ひします。以上です。

（菅野）ちょっと時間があるので。どうしてもこれだけ聞け。がん検診の部分が139ページに載っていますが、市長のこの前回の選挙戦ですよ。前回の選挙戦のビラがありまして、ずっと気にしていたのですけれども言いそびれていました。女性特有の乳がん、子宮がん、無料検診事業を市費投入により進めます、直ちにというのが、去年のではありませんよ、2010年度の選挙のとき、市長の選挙公約に入っていたのです、レインボープランに。これ無料になっていませんよね。この4年間と言わなくてはいけなかったのですけれども、最後になってようやく言っているのですけれども、これって無料になりますか。本当は5年前市長が直ちにやりますと言っていたのですが。これ見ていると思うのですけれども、職員も。机に書いて置いてありますよね。置いてある人は置いてある。置いていない人は置いていない。

（健康づくり課長）この女性特有のがん検診事業については、無料クーポン券という制度もございます。対象年齢に達した方に対しては当然無料で現在も行っております。来年度におきましても、当然全員というわけではございません。節目年齢の方に対しては無料クーポン券を送付いたしまして、無料で受診できるという制度となっておりますので、よろしくお願ひします。

（菅野）これって何か。市民は、だってみんな無料でやってくれるかと

思いますよ。確かに5歳刻みとかですよね。そんながん検診なんて本当は毎年やらなくてはいけないものなのです。5年に1回で、途中でなったら死んでしまいます、半年ぐらいでわかって亡くなる方だっているのですから。では、これ5年ごとにとか節目とか入れないと、これ信じて原口和久と書いた人いるかもしれません。いかがなものでしょう。昔は全部無料だったことあるのです。がん検診も基本健康診査も全部無料だったのです。それが、全県で受診率が低いのを上に上げていったわけです。全県でワーストファイブだったのをベストファイブに入れていったのです、私が議員になったころですけれども。時計ばかり見て。時間ありますよ。ですから、値段が安いということが受診の増進につながったのです。それと、全員にはがきでちゃんと通知をしたのです。それが今続いているので受診率が上がっているわけで、ここは全員が無料というふうに今後持っていきませんか。何だかこういうところにお金けちるのではないよね。

(健康づくり課長) 昨年も同様な質問を受けております。その際、無料にしたことに対しての経費どのぐらい上がるのかというご質問だったと思います。

(よく知っているの声あり)

(健康づくり課長) はい。1,500万ぐらいかかるということでお答えしていると思います。当然無料化されたほうがいいという考えももちろんございますが、ただ若干のご負担をいただくということで、より自分自身の健康に関心を持っていただく。ただだからできるという、そういう考えから、多少なりとも自分は負担をして、健康のために検診を受けたと、そういったような心をちょっと持っていただきたいなど、そういったことから一部負担をいただいているという部分もございますので、ご了解いただきたいと思います。以上です。

(菅野) 無料だってちゃんとやらなければいけないというの。無料のほうがなお思います、市がこんなに思って予算を使ってくれているのだと。あと、基本健康診査がせめて500円になりませんか。1,000円も何で取る

のですか。行田なんか500円なのです。やっぱり1,000円になったから行かないという人、私周りで聞きました。何とか健康とか命にかかわることは低価格でできるようにという方式になりませんか。これ部長。最後部長。

（保健医療部長）先ほど枠予算というお話ありましたが、全体的にやはり市全体のこういったサービスについては受益者負担の原則もございませぬ。そういった中で、全ての事業を勘案しながら、その中での予算配分となっていますので、ほかの事業との絡みもあります。全体的な予算を見ながら、その辺は検討していく必要があるかと考えております。以上です。

（菅野）受益者負担なんていうのは福祉切り捨てる常套文句です。では、大型開発で誰が受益者になっていますか。ゼネコンではないですか。そういうところのお金を持って行って、自民党政治が国政から続いているのに、市民の福祉を削っているではないですか、わずか1,000万、2,000万でできる。本当に誰にも行き届く施策が削られているわけですので、それは福祉切り捨てる理論だということを書いて終わりにします。

（委員長）まだ鳴っていませんから。答えをもらうのでしょうか。

（菅野）要りませぬ。

（坂本）ちょっと菅野さんに遠慮して聞けなかつたのですけれども、吹上の北側の保育園の完成までのスケジュールと、もう一つ吹上北側生涯学習施設の完成までのスケジュールをちょっと簡単をお願いします。

（教育総務部長）吹上北側の生涯学習施設の建設事業でございますけれども、現在実施設計を行っております、基本設計と実施設計です。まだ基本設計が終了しておりませぬ。まず、27年度には実施設計を終了し、大まかな予算を出すということが重要なこと。一つ一つのハードルをクリアしながら進めていきたいということですので、以前の本会議で大まかなスケジュールは申し上げましたが、現時点で最終の年度はちょっと申し上げる段階ではないのかなというふうに考えております。以上でございます。

（保育課長）吹上地域保育園、（仮称）吹上コスモス保育園の新設事業

でございます。現在用地交渉行っているところでございます。27年度につきましても、開発許可申請に伴う周辺道路の整備及び上下水道の整備を予定しております。28年度に実施設計、29年度に工事着工、30年の4月にオープンを予定しております。ただ、実施設計を行うときにこの予定が若干変更になるのかなとは思っておりますが、30年の4月を目途に開設できるように努力をしてまいりたいと思っております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 一貫してゼネコン型大型開発政治のもとで、福祉予算には本当に細やかなわずかな二、三千万でできる施策が削られてきました。難病手当しかり、それからこれからは敬老祝金まで削るといふ。そして、住民が考えて、改善の余地があるのではないかという点がいろんな分野で出されているわけです。詳しくは本会議場で行いますが、住民の願いとは離れた、いわゆる大型開発優先、そして市民の皆さんには超緊縮予算を合併以来10年間続けてきたという、その政策に沿ったものである点を指摘し、反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第33号 平成27年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午後零時03分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第27号 平成26年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 執行部の説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(菅野) 基金の利子が59万ということは、前年度ずっと十数億の基金が一旦入れてもまた戻ったりしてあるということのできる部分ですか。

(国保年金課長) 9月議会におきまして補正をいたしまして、当初7億6,000万円の基金を取り崩しまして……25年度末で約13億7,700万、当初予算で7億6,000万の基金からの繰り入れを予定しておりましたけれども、9月補正におきましてその7億6,000万を2億3,000万差し引いた5億6,000万の繰り入れということで9月補正予算後10億4,000万円の基金を有していたということになります。そちらの基金の運用を、これは実際会計課のほうで定期預金ですとか国債の購入ですとか、そういうものの運用をしておるのですけれども、当初予算で見込んでいた基金より今回59万円多く利息を生むということで今回の補正ということにさせていただきました。

以上でございます。

(菅野) 当初13億7,700万で、そのうち5億6,000万を繰り入れたと、一般会計に繰り入れて、それでも10億4,000万というのはその後基金に繰り入れた分もあるのでしょうか。13億7,700万から5億6,000万円を引くと7億6,000万ですよ。それが10億4,000万ということは3億また新たに繰り入れたということですね。

(国保年金課長) 先ほど申し上げましたように、25年度末で約13億7,700万、当初予算で当初はそこから7億6,000万を基金から取り崩しまして入れるという予定で、その段階では基金は6億7,000万残るという見込みだったのですけれども、9月補正で繰越金等が出ましたので、それで7億6,000万を2億3,000万差し引いた5億3,000万を取り崩す形で年度末までいきたいと思いますという考えで、その時点で基金は10億4,000万残るという見込みでございました。その時点でこの基金を会計課のほうで運用してきました、国債ですとか定期預金ですとか、そういう運用していたところでございますけれども、それが当初予算では基金から利息が275万2,000円つく予定だったのですけれども、ここで基金の運用からさらに59万円利息が多くつくということになっております。ちなみに、今回の3月補正では基金から3億6,000万を取り崩すということで、さらに基金の取り崩しが少なくなりましたので、積み立てが逆に9月の補正の段階で1億8,900万積み立てる予定でした。この辺を調整しまして、今年度末が12億1,000万になる見込みになっております。ただ、当初年度末が13億7,000万ですとか当初から7億6,000万入れるとかという話がありましたけれども、一環としてこの基金の運用をしてまいりましたので、当初275万2,000円の利息を予定していましたが、59万ふえたということでございます。

(菅野) この利子は株式にはやっていませんよね。国債とかそういうので59万も予定外で、景気がよかったですか。利率がよかったですか。国は保険の金を株式に……

(国保年金課長) 歳計現金等につきましては、安全かつ有利な運用ということで地方自治法にも載っております、今現在では株式では運用しておりません。ただ、大阪のほうで、少ない自治体ですけれども、株式に投入しているという自治体もあるようですけれども、株というものは非常に変動しますので、一般的には運用しないということになっております。ということで、本市におきましては会計課で国債を購入したり、地方債、県債、埼玉県ですとか他の都道府県の地方債を買いましたり、あるいは定期預金、あるいは譲渡性預金というもので運用しながら

利息を生んでおりますので、できるだけ基金は利息を生むような運用をしてもらっておりますので、その辺で多くの利息が今後も生まれているということで考えております。ちなみに、今回の国保の基金の運用は国際農協を通しまして国債を購入したというところを聞いておりますので、国債（下線P.60「定期預金」に発言訂正）で少し長期的な運用しながら利息が予定よりも多かったというところになっております。

（菅野）歳入で言ったですけれども、株式譲渡所得割交付金を4,000万にしていますよね。去年なんか900万なのに340%だと唯一収入で多いのはこれですけれども、でもこれって安倍首相は景気がよくなったではないです、国債に賃金が勝っているからであって、それと外国の投資資本が大量に流れ込んでいることと、それから政府が130兆円の年金基金を株に50%つぎ込むようにしましたよね。そういうのが株式を上げているのであって、ちゃんとした実体経済で上がっているわけではないのです。やっぱりそういうところに地方自治体といえどもそういう影響で今回回り回って利益が出たのかもしれないけれども、その分は今回はいいとしても、それにしてもやっぱり12億台の……どうしても必要ですか。1カ月分の医療費を基金に置かなくてはいけないなんていうのは至難のわざですよね。よその自治体はそんなにやっていないわけですから、それにしても12億1,000万の12年末基金になるというのは大変大きな額ですよ。

（国保年金課長）先ほど国債と話しましたけれども、国際農協の定期預金で運用しておりますので、利率は0.266ということで現在1%を切るような利率になっております。

（菅野）定期預金。

（国保年金課長）定期預金です。

（菅野）国債ではないのですね。

（国保年金課長）はい。失礼しました。訂正させていただきます。

（菅野）それにしてもいかんせん12億1,000万の基金という10億台という基金は鴻巣をおいてありませんよね。ほかの自治体だって基金ありますけれども、1カ月分なんてためていないですよ。

(国保年金課長) これは県から来た県内63自治体の基金の残高なのですが、さいたま市の例も出しましたけれども、さいたま市が、これは政令市ですけれども、51億3,500万という基金残高を有しております。次が鴻巣市が約13億7,000万ということで……

(菅野) 上尾市なんかはどうですか。何十万円台なはずです。

(国保年金課長) 上尾市は1,100万。桶川市が3,900万……

(菅野) 北本が2億幾らでしたか。

(国保年金課長) 北本市が2億2,600万、近隣でいいますとお隣の久喜市7億2,900万、それと熊谷市が約3,000万です。

(菅野) ゼロのところがあります。蕨市ゼロ。ときがわ町あたりゼロなのです。

(国保年金課長) ゼロは蕨市、美里町、この2市町でございます。

(菅野) 蕨なんかは、結局基金はゼロでも繰入額なんかは全県で一番多いのです。繰入額でいうと、1人当たりに換算した繰入額という市独自で入れる法定外のそれは多い、それで国保税を本当に安くしているのです。市長が頼高さんですから、ほかのところの首長と違うから。共産党の市会議員だった人が市長になっているから、そこは違うのだと思うのですけれども、ゼロでもやっているとということなのです。結局12億基金したって半分が出たり入ったりしているわけでしょう。半分入れて、後で半分補っているわけで、そんなのなら言わせてもらおうと5億か6億が出たり入ったりしているほうがいいですよ。12億でそのうちの5億か6億が出たり、なくなったからって補うより税を柔軟に使えると思うのです。とにかく本当に細かい2,000万、3,000万、5,000万ぐらいの福祉の切り捨てがずっととまらないですよ。合併以来ずっととまらないです。紙おむつあたりの、2009年度の財政の非常事態宣言から見て、そもそも2009年の財政の非常事態宣言の言い分が税収が減る、国保に4億だか8億だか出さなくては行けないと、だから財政が非常事態だといって一気に88項目も削ったわけですから、国保がそのターゲットにされたのですけれども、終わってみると全然緊急事態でも非常事態宣言でも何でもなかったわけです。ですから、基金にため込む分をやはり減税に使っ

たり、ほかの施策にやるのなら、12億の基金が6億行ったり来たりするのならば6億とか5億とか、足りない分は補うという形でならないものですか。何でこんな多いのか。

(国保年金課長) 先日も、きのうですか、ご説明させていただきましたし、本会議では部長のほうから、中野議員さんからの質問にお答えしまして、まず今回の国保の広域化というのが平成30年度に決まりましたので、これを目標に12億1,000万を活用して、あと3年間予算を組んでいこうというのが私どもの考えです。再度同じような内容になって申しわけないのですが、今年度末12億1,000万、来年度6億1,000万を基金から入れまして、そうすると残りは6億になります。大体同じぐらいの基金を毎年入れていきますので、さらに6億を入れますと基金は実際ゼロに近くなるのですけれども、きのうも申し上げましたように大体毎年繰越金、剰余金が9月の補正のときお願いしておるのですけれども、これが大体3億程度毎年、3億以上出ると思うのですけれども、3億の2分の1は基金に積むように条例あるいは法律で決まっていますので、恐らく1億5,000万程度はまた基金に積めるのかなということがあります。そうすると、来年度それ以上に一般会計からの繰り入れをしない場合ですけれども、しないとすると来年、28年度に6億前後入れますと1億5,000万から2億程度の基金残高になるということになります。そうすると、また来年度、再来年度、28年のときにまた1億5,000万ぐらい出るとすると、合わせて3億5,000万ぐらいの基金になると。その場合は、それ以上には基金に積まないと、一般会計から入れないというのが前提ですけれども、約3億を持ちまして29年度を迎えますので、当然また6億ぐらい必要になりますので、不足するのが3億前後ありますので、それは一般会計から国保に入れてもらいまして、それで29年度組んでいきたいというのが今の流れですので、基金が昨年度末が13億7,000万、それが減りまして今年度末12億1,000万、これが6億ずつ入れていきますとほぼ基金はなくなるというのが私どもの考えですので。ただし、きのうも申し上げましたように、県に今度新たに介護ですとか後期高齢者医療制度にも財政安定化基金というのがあるので、初めて国保にも財政

安定化基金というのができます。それをもって本来であれば各自治体の基金は廃止ということを用意しているのですけれども、もしかしたら引き続き各自治体に基金を残せということがあるかもしれませんので、今のところない想定で基金を全て使いまして平成30年度を迎えるという見込みで進んでおりますけれども、またどこかで見直しがありまして、引き続き自治体も基金を持ってくださいということでもた変わるかもしれませんので、その辺はじっくり今後の様子も見ていきたいというふうに考えています。

（菅野）今の財政安定化基金というのは、どういうところから出てくるお金ですか。

（国保年金課長）これは、やはり国からその原資が出まして、それが平成29年度までに全国的に約2,000億円の基金を創設するという事ですので、47都道府県がありますので、2,000億円を単純に47で割ると40億、50億ぐらいの基金だと思いますけれども、いずれにしても国が国費で都道府県に基金を創設するというのが今のところの見込みでございます。

（菅野）結局県の移設になると、県はやっていくために国からちゃんとお金が来なければ、結局引き受けないと思うのです。市町村に引き続きやらせると思います。国からお金が来なければ県が出すなんて、そんなことできっこないわけですから、おいそれとすると思えないから、だからもっと過酷に集めろとか、医療費を使わないようにしろとか、逆に財源がなければ職員も身ぐるみ剥いででも集めて税を取る、市民は病院に行きたくても行けない、あとは病院を追い出しをしろとか、今現に国保ではそういうふうに国が政策誘導していますよね。介護保険も含めて、要するに病院から追い出せば点数を高くしているわけですよね。それから、家庭で見る分を点数を高くして政策誘導しているわけですから、国保は県がやるとも言わないでやるという方向で市町村に最大限責任を持たせるといふふうに行くのではないかと書いてあるわけですがけれども、私たちの読む赤旗にしろ、議会の本なんかそういうふうに書いてありますよね。おいそれと県が責任を負ってやるとは思えないと。でも、どちらにしても今の高い国保を一本化してやるということで、もしかのため

に基金をためるといふのなら幾らためてもこういうことでは何か落ちついていられない気がしますよね。幾らためても足りない、そういうふうにはなりませんか。

(国保年金課長) 先ほど申し上げましたように、30年度に県と市町村の国保の共同運営になりますので、その段階で県に基金ができますので、今の段階では各市町村の基金は廃止ということで見込んでおりますけれども、まだその辺が一部検討課題として基金を存続するという話もなくはないわけですので、その辺今現在は先ほども話したように本市では最低限5%という5億1,000万、2,000万が基金で必要なのですけれども、果たしてその辺が引き続きそうふうなのか、もう少し少なくなるかというのはまだわかっていない状況です。それと、先ほど収納率の関係も出ましたけれども、本市は県内平均を上回って、現年度で92.3%ということで、実は県内は県内は90%を割ってしまっているのです。先日県の職員からの話がありましたけれども、当面埼玉県では現年の収納率を90%、これを目標にしていくのだと。本市は安全してはまだ早いと思っておりますけれども、92.3%ということで県内の平均を上回っていますので、非常に国や県も収納率を上げなさいということで今後来ると思っておりますけれども、当面県内平均を90%を目標にしておりますので、本市もこの92.3%の25年度の実績をまず維持して、それ以上の収納率を目指すということです。その辺は今のところ2%以上クリアしているので問題ないというふうに考えております。

(菅野) 最後に、要するに先ほど言ったように基金の額が全然自治体によってばらばらです。余ったお金で半分を基金に入れるという規定がありますね。でも、それだって運用次第なわけですよね。だから、鴻巣の場合、大変いい財政運営だと思うのです。だって、12億も組んで2年先、3年先まで安泰なようにしていくなんてほかの自治体はしていないのだと思います。ほかの自治体はそんなにため込む余地がないから、必要になった分をどうにか工面して入れようとやっているのだと思うのです。その分どこかで鴻巣は削っているのですよね。大借金しているとか。とにかく借金が県内で一、二を争う借金でどんどんふやしているのですか

ら、片方で借金ふやして、片方でため込みしているのですから、こういう財政運営というのは別に他の自治体の見本にもならないと思うのです。鴻巣は国保に対して安定でいいよというふうにもならないと思うのです。逆に他の自治体のほうがある意味では市民思いではないかと思うのですけれども、やはりこれは30年までこうやってやるのが安定だという考えなのですか。

（国保年金課長）先ほど非常事態宣言というときに、当時国保の基金もかなり少なくなってしまう状況で、実は繰り上げ充用ということで実際会計が歳入が足りなくなってしまうと、翌年度から歳入を自転車操業ではないですけれども、そういう状況が19年度あたりありまして、かなり国保は財政運営が非常に難しい状況であったのは間違いないのです。そのときに今後一般会計からの繰り入れを限りなく入れてしまうのかという論議がありまして、その中で論議されたのは当面基準として県内40市の1人当たりの繰り入れの平均を出しましょうというのが、これは何も基準がありませんでしたので、それを基準として、その基金を入れてもなお足りない場合は税率を改正していきましようというのがその当時のルールであったのですけれども、実はその後ずっと基金が少しずつたまっていったというのは確かなのです。その後4方式を2方式に変えたというのはそうなのですけれども、その基金を活用しながら当然資産割がなくなったり、平等割がなくなりますので、基金を活用しながら2方式に変えていきましようというのがその間の考えでありました。しかしながら、この2方式に完全に移行したのが平成25年度なのですけれども、26年度以降もまだ12億、13億基金が残っていますので、この辺はまた新たなルールということで今までの40市の平均を入れるということではなくて、6億程度の基金を最低限持ちましようというのが今現在のルールということになっております。

（頓所）ずっと基金のこの話ですが、平成30年に県と市が広域連合という形ではなくて、県単位でやっていくということですか。

（国保年金課長）後期の場合は広域連合ということで、いわゆる一部事務組合と同じなのです。ところが、国保というのは一部事務組合、広域

連合というのを設立しないで、県が64番目の保険者ということで、今まで63市町村が県内にあったわけなのですけれども、そこに新たに県が64番目に加わったということで共同でやりましょうという考えなのです。その中でほとんどの事務は市町村に実は残るのです。県は何をやるかという、財政運営の責任の主体ということで、県がしっかりしてもらいたいのですけれども、国も含めてきちんと国費、県費を入れて国保の財政運営を図ってもらいたいというのが今回の……先ほど部長からも話がありましたけれども、50年来の大改革になっていきますので、今まで各自治体が小規模な自治体も国保に大変厳しい状況だったのです。全国的にも1,700の自治体がおのおのに国保を運営しておりましたので、裕福な自治体もあれば、非常に厳しい自治体もあって、もうこれではやっていけないというのが今回の考え方で、これを県単位でまとめましょうというのが今回の内容でございます。

（頓所）そうしますと、毎年6億円の使い道というのはどのようにしていくのですか。取り崩して、最終的には6億にしていくということだったけれども、その使い道、活用方法。

（国保年金課長）一般会計からの法定外繰り入れというのはある意味赤字を補填しているのです。これが実は歳入歳出があって、歳入が大体毎年6億ぐらい足りないという状況が今出ているわけです。それを一般会計から繰り入れをしていますので、これがなければ本来国保は立ち行かない。それではどうするかというと、では国保税を上げるのですかということなのですけれども、今国保税もなかなか上げられない状況。国保が高い高いということなのですけれども、県内では恐らく非常に高い部類ではなくて平均以下、あるいは保険税1人当たりだと29番目ということで、1人当たりだと県内でも下のほうなのですけれども、どこで比較するかなのです。資産割を持っている、持っていないで、ほかの自治体は資産割があつたりしますので、比較のしようが非常に難しいのです。ただ、一般的に言っているのは首都圏はまだ国保税は地方よりも安い、でも県内40市63自治体の中で比較すると相対的に高い、安いと言っていることですので、一般的には当然大きな企業が入っている健康組合です

とか中小企業が入っている協会けんぽ、そういうものに比べて国保はそれよりも高いと言われているのです。できれば国保は協会けんぽぐらいに下がってくれば、国保もまあまあになっていくのですけれども、今は県内で高い、安いという状況になっていますので、一般的にはやっぱりかなり負担はあるのだらうと思うのです。我々は県内では平均より安いと思っているのですけれども、その辺で高い、安いということではなくて、では会社に勤めている方と比べて高いのですかということ、当然会社に勤めているのはみんな現役世代ですから、保険税をきっちり払っていますから、国保というのは離職者ですとか年金生活の人が中心で成り立っていますから、どうしても保険料は高くなっているのです。そんな状況になっています。

（頓所）ということは、一般財源からの繰り入れをなくしていく、そうするとその6億円というのは国保税ということではなくて、繰り入れをしないために使っていくという解釈でよろしいのでしょうか。

（国保年金課長）6億程度は必要だということで基金を持っているわけなのですけれども、毎年それで6億程度一般会計から入れているわけなのですけれども、それがこの29年度から公費負担ということで国、県、市町村で全体で1,700億円国保に投入しましょうというのが29年度です。29年度にさらに今度は国費、国が約1,700億円投入するということになっていますので、合わせて3,400億円。現在一般会計から国保会計にいわゆる赤字補填で入っている数字が約3,500億円なのです。だから、それに見合う国費、公費が29年度までに一応入るということなので、現段階ではそれこそ一般会計の繰り入れが必要でなくなるというのが議論なのです。ところが、ちょっと心配なのは今現在ですから、今後さらに高齢化が進むと医療費が上がった場合どうするのだというのが全国知事会ですとか市長会のほうから今時点で3,500億だけれども、これふえる可能性があるから何とかしてくださいというのが申し入れしているのです。その中で国のほうが法律の附則の中でさらに国は考えていきますというようなことを附則に入れるという話もしていますので、だから今回非常に大きな改革ですので、そこに国費を含めかなりの公費が入って国保を何と

かしていきましようという話ですので、これがきちんと入れればそれほど一般会計から国保に入れる必要はなくなるという考えだと思います。

(委員長) ほかに。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

それでは、これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 国保制度は国保法2条にも定められているように、国の社会保障制度として位置づけられているものです。それが国が責任を果たさずに、結局は地方自治体の財政難にさらに拍車をかける事態となっているわけです。国保の安定経営ということで繰り入れをするということで大変膨大な基金がため込まれ、一方で市民に対しては福祉の切り捨てと、それから鴻巣市においては国保の基金も含めまして2013年度決算では84億円という、基金が大好きといえは好きなのでしょうけれども、大変な残高なわけです。一方で661億円の借金財政なわけで、やはり財政の硬直化に結びついている点を指摘し、反対をします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第27号 平成26年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成26年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第4号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(菅野) 今回の補正で鴻巣の介護保険の運営に当たって象徴的な実態というのはありますか。それとも、市民の皆さんの願いに沿って十分に対応できているか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

(介護保険課長) 今回の補正の特徴でございますけれども、まず歳入のほうで変更申請による確定によりました額を減額させていただいたところと、それから今回の施設介護サービス費、こちらを大きく補正させていただいております。こちらにつきましても計画額に比べまして随分の伸びとなっておりますけれども、これについては実績をもとに数字を出しておりますので、計画よりも支出のほうがふえているという状況でございます。利用が計画で見込んだものよりも現実の利用が多いという状況になっておろうかと思えます。逆に介護予防サービス費のほうにつきましても、実績を見ましたところ介護予防の実際の計画よりは支出が少なかったというところで、介護予防につきましてもある程度介護予防事業といえますか、そちらの効果があるのかなというふうにとちょっと考えているところでございます。

以上でございます。

(頓所) 10ページの施設介護サービス給付事業ですけれども、施設だと大体立てているマックスの人数って決まっていますよね。そうすると、1億2,000万というとかかなりの給付の増大だと思うのですが、こういった点ですか。

(介護保険課長) 実はこの施設介護サービス費、当初予算は計画に基づいて要求して編成していく形になっているのですけれども、当初の24、25、26、3年間ですので、24年から施設サービスにつきましても見込みよりも多くなっておりまして、その要因として考えられるのが近隣の北本市さんの部分に特養ができたりですとか、あと馬室の翔裕園のほうでユニットと多床室がふえた部分がありますので、その辺の状況をある程度計画で見込んでいたようなのですが、その部分で若干計画とそごが

あって伸びが大きくなっていると。それで、25につきましても同額で補正させていただいて、今回も同じぐらいということになっております。以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

議案第28号 平成26年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第4号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成26年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(菅野) 1点お聞きしますけれども、後期高齢者の県の平均額、後期高齢者医療の平均保険料ですが、どれぐらいになっていて、全国の位置づけと、それから滞納額がどれぐらいになっているのか、県段階ですけれども、それと減免制度がどのように利用されているか、鴻巣で減免制度を利用した方がおられるか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

(国保年金課長) ちょっと決算のときにつくりました資料が今手元にな

いのですけれども、一般的に埼玉県の後期高齢者医療保険料は埼玉県は平均より下のほうになっております。というのは、今現在ではまだ埼玉県というのは非常に若い県ということで、75歳から後期高齢者ですけれども、どんどん、どんどん年が上がっていくのですけれども、その中でも若い世代があるということで、保険料はまだ都道府県の中では低いほうになっております。ただ、今後、何回か話が出ていますけれども、2020年問題ですか、2025年ですか、10年後に団塊の世代が75歳にかなりの人数が入ってきますので、その辺がかなり問題になっていくのではないかとということで、非常に高齢化が進むということで今後保険料が埼玉県は、今は全国的には低いほうになってはいますけれども、それこそどんどん、どんどん保険料も上がっていくような可能性があるということで考えております。

それと、滞納額につきましてはちょっと今決算書ないのですけれども、毎年多少の滞納の方がいらっしゃいます。それは、普通徴収を中心にやはり納められないという方が中にはいらっしゃいますので、これは臨宅徴収等を行いながら少しでも納めていく形ですけれども、今回25年度末で不納欠損した数字がたしか約200万ぐらいあったと思いますけれども、やはり時効により欠損してしまうというケースが出てきていますので、100%の方が納めていただければよろしいのでしょうかけれども、保険料の徴収率については98から99%ぐらいの方が納めていただいていますので、残りわずかな方が納められないということでいらっしゃいますけれども、おおむね年金の方が多いですので、年金から特別徴収されていますので、年金からの特別徴収というのは100%なのですけれども、中には特別徴収してくれるなという場合もありますので、そういう方は納められないということで多少1%から2%ぐらいいらっしゃるということでございます。

それから、減免につきましては当然災害減免ですとか特別な事情ということであるのですけれども、年間に何件かあるぐらいということで毎年なっております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は挙手で行います。

議案第31号 平成26年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成27年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時08分)



(開議 午後2時20分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありますか。

(菅野) これいつのころからか、加入世帯の所得による何世帯何人かとか、そういう数値が出なくなったのです。コンピュータがあれば出ないのですっけ。加入世帯のうち総所得100万以下、200万以下の方が何世帯

何人かというのが出なくなっただのですけれども。

（国保年金課長）それは、多少文書で引き継いでいます。今のシステムが同じNECなのですけれども、ホストコンピュータから今違うシステムでやっているのですけれども、それでちょっと統計がうまく出ないというのがありまして、またこの5月以降新しいシステムが入りますので、もしかしたら出るかもしれませんけれども、今のところちょっとその辺がうまく出ないというふうに聞いております。

（菅野）それと、いわゆる無職の人が何人いるとか、そういう統計も本来出ていたのです。無職の人、年金だけの人、所得100万以下とか、そういう部分もあったのです。それと、滞納の場合保険料の割合に応じてどれぐらいの滞納かという保険料の額に應ずる、そういうのがほかの自治体は出ているのですけれども、鴻巣はそれもコンピュータが出ないと言って出ないのです。キャラバンの資料に鴻巣は出ていないのです。何で鴻巣は出ていないのと言ったら、コンピュータが出ないからなのだと前の課長からも言われているのですけれども、では今度機械が変わるなら滞納が国保の税の一定のブロックごとに何%かと多分他の自治体は出ているのです。今回はそれはないかな。毎年変わるから。それが出るコンピュータにしてほしいと思うのですけれども、そういうふうに変わりますか。

（国保年金課長）今お話出た自治体要請キャラバンの資料、私も持っています。基本的には全項目について回答はしていますので、鴻巣だけ出していないというのはないはずなのですけれども、ただ国保以外のいろんな部門にわたって出ていますので、どの部分かどうかはわからないのですけれども、福祉部門ですとか保健医療部門、かなりの広範囲にわたったアンケートですので、ちょっとよくその辺はわかりませんが、実は新しいコンピュータというか、今度あるシステムになる、導入するわけなのですけれども、余りカスタマイズしない、カスタマイズというのは市が独自にそれを変えてしまうということをしなすと法律改正や制度改正があったときに改修するときかなり高いお金がかかると言われていますので、最低限のカスタマイズしかしないということですので、

もともとあるどこかの自治体で開発したモデルをほぼそのまま導入してくるのですけれども、その中で出る資料しか出ないと思いますので、その辺はまだ最終確認しておりませんので、ちょっとこの場では申し上げられないということでございます。

(菅野) では、滞納の状況についてまずお聞きします。このキャラバンによると、2014年4月1日現在滞納世帯が3,979世帯、率でいうと21.8%、これは全県の平均が21.8%ですけれども、でも一番低いところはどこでしょうか……越生町は4.0%、小川町6.3%、町は割方低い。東秩父村は2.5%、14世帯しか滞納していないわけで、市でいうとお隣の北本市は39.8%、桶川10.9%、上尾18.1%、さいたま市20.8%という平均といえは平均ですけれども、桶川は11%ということで世帯数ももともとが低いから低いわけですけれども、滞納者が結局資格証は出していないけれども、短期保険証につながっていると思うのです。ここら辺の滞納が要は税を納めて安定して病院に行けるための市の職員の対応などはどのようにされているかお聞きします。

(国保年金課長) 非常に滞納関係は、特に国保の滞納分というのは5年間合わせますと10億ぐらいのかなり巨額な滞納の額になっているのがずっとこれは続いているわけです。実は納付書を出しまして、国保年金課のほうで1回目の督促状までは出します。それ以降の催告書、それから最悪といいますか、差し押さえまでは収税課でお願いしているところなのですけれども、前も菅野委員さんとお話ししたことあると思いますけれども、いきなり差し押さえしますということはないのです。まず、お客さんはやっぱり国保の窓口にお見えになって、収税の窓口にお見えになったりします。特に保険証を全く使わないで医者にかかっている方は何の問題もないのですけれども、どうしても高額医療にかかる方については高額療養費というのは後でお金が戻ったりする場合と、認定を受けると窓口でそもそも限度額までのお金しか払わなくて済むという制度がありまして、ところが保険税を滞納する方については認定証が出ないということになっていますので、どうしても窓口にお見えになります。そのときに収税課と協力しまして、全額納めていただければ一番よろし

いのでしょうかけれども、納税相談という形でやはり何も納めないという方よりも分割でも何か今後誓約書を書いて誠意を見せていただければ、そういうことで認めている場合もありますので、すぐ督促状、催告書が出まして臨宅徴収ですとか差し押さえ予告等をやりまして、最終的に差し押さえとなりますので、なるべくここまできかないうちにご本人とお会いしていくのがそもそも国保で考えている短期証ですので、短期証を出すということは必ずお客さんが見えになるということで、なるべくこちらとしても差し押さえはしたくないという考えであります。

(菅野)でも、この表によると差し押さえが2012年度は158件、2013年度は121件と、これはちょっとした数ですよ。事実に基づいているとすれば。当局が書いた数字を載せているからあれですけども。そうすると、今の差し押さえで一番多いのは預貯金ですよ。不動産はほとんどあれで、預貯金とか給与とか、そういう差し押さえですよ。おろしてしまったら生活費がなくなるなんていうことはないのですか。余るほど預貯金に置いてあるのですか。

(国保年金課長) その辺の実際の実務は収税課で行っていますので、ちょっとお答えしづらい部分なのですけれども、収税のほうから資料として何を差し押さえましたと決算時期にはいただいております、やはり給与ですとか預貯金を中心で、余り好ましくないのでしょうか、生命保険とか、そういうのも中にはあるのかもしれませんけれども、どうしても固定資産税だとかほかのものについては非常に換金するのも大変ですし、一番どうしても相手の方が何も対応していただけない場合は差し押さえをしているというのは聞いておりますけれども、なるべくこちらはどうしてもという場合だけ差し押さえということで、できるだけ納税相談していただくというのがこちらの考えであります。

(菅野) 短期保険証の発行なのですけども、鴻巣は3カ月ではない、4カ月ですよ。子どもに限っては6カ月なのです。これは、かなりのところが全部6カ月でやっているのです。川口、蕨、ずっと6カ月です。川口、蕨から10の三芳町まで6カ月、その後春日部除いて草加からずっとさいたま市まで6カ月、上尾からずっとこの表でいうと鶴ヶ島6カ月。

4カ月というのは本当にこの左側の表でいくと3自治体しかない。だから、今6カ月がいわゆる平均的な流れになっているのではないかなと思うのです。4カ月ではすぐ来ます。それで、こういう人から相談を受けるのは払っていないのは国保税だけではなくて、水道代も滞納している、住民税も滞納している。どこから少しずつ払って生活をつないで生きるようにするかというのが袋小路になっているような方もいるわけで、4カ月というのはすぐ来てしまいますよね。これ6カ月になると税が取りづらいから6カ月にしないのでしょうか。6カ月になる方法はないのでしょうか。ほとんど6カ月ですね。

（国保年金課長）この辺もこれはキャラバンの資料ということですがけれども、やはり県からですとか国保連からいろんな資料の中で、私も6カ月というところがあるというものは早い段階から把握しておりました。ただし、これは町村なんかは1カ月、3カ月、短い期間で短期証を持たせているということで、その自治体の考え方でやはり滞納してもらいたくない、あるいは納税相談に来てほしいという意思のあらわれだと考えております。これ実は調整交付金という県、国からの交付金の中でも短期証の関係はまず出す、出さないでポイントみたいなのがありまして、ポイントが上がるのです。また、きめ細かいですとまたポイントも上がるということで、なるべく今の段階では引き続きやっていきたいということなのですけれども、確かに6カ月というのが市レベルでは多いのは認識しております、この辺十分部内でまた考えていきたいと思っておりますけれども、今しばらくはこの方式でやっていきたいという現状では考えております。

（菅野）今見ると、4カ月というのは市段階では4市だけです。6カ月にしても特段そのことで成績がだめになるということもないと思うので、ポイントの件はあると思っておりますけれども、ぜひこれは6カ月にしてもらえたら、本当にドキドキしながら市役所に足を運んでいるのです。なかなか役所に足って向きません。まして税金を払えというわけですから。確かにいろんな減税とか、そういうのも誠意を見せなければ国民の義務ですから、おいそれとできないわけですから。

(国保年金課長) 実は最近で短期証の発行をした世帯が283世帯521人、ちなみに前回、1年前ですと大体同じぐらいです。282世帯605人、人は減っていますけれども、世帯は変わらないと。今回2月1日から5月31日で短期証を発行した世帯が283の内訳が、窓口交付世帯が172、郵送世帯が111ということで、郵送世帯はもう既に納税相談にお見えになったり、何らかの形で対応していただいている方、世帯。ところが、172世帯というのが一向に何の納税相談もされていないということで、実は1年前から比べると150から172世帯ということでちょっとふえてしまっているのです。ですので、郵送世帯というのは132世帯が111世帯ということで若干減っていますので、ちょっと納税相談に応じている世帯が少し減ってきているのかなという、そういう感触はありますので、そういう意味からするともう少し今のままでやっていきたいというのはうちの考えでございます。

(菅野) この16ページの法定外繰り入れを見ますと、鴻巣は補正予算で入れるから鴻巣はゼロになっていますけれども、これは入れないということではなくて、当初予算で入れない、補正予算で入れるということですが、大変繰り入れがすごいですね。さいたま市は規模が大きいからあれですけれども、23億。16ページです。法定外繰り入れ。上尾が18億、桶川は4億、鴻巣が今度6億1,000万というわけですから、そうすると法定外の繰り入れの枠って6億1,000万が特別高いわけではないのです。熊谷が14億、北本は2億8,900万。2014年度予算ですけれども、そうすると鴻巣が13年度予算は4億5,800万と予算を計上していたのですけれども、14年度からは補正で入るということでここに金額が書かれていないと思うのですが、するとほかに比べて6億というのは特別多いわけではない、中間ということで出していますので、そういうことだと思えるのですけれども、では特別12億も幾らも積み立てなくても基準の額で入れられるのではないのでしょうか。6億が普通なのですか。平均は出ませんね。

(国保年金課長) 先ほど6億という数字は、基金を維持するための最低6億ということで、実際今このキャラバンの資料でしょうけれども、こ

の2013年度4億5,800万というのは法定外1人当たりで平均で出したのが4億5,800万ですので、今回補正では1億7,000万の法定外ということで1億7,000万ですので、これは先ほど説明した中にも平成21年度から平成25年度まで、この間は40市の平均、1人当たりの保険者数で入れてきましたので、今回は最低6億ぐらいの基金を維持するために1億7,000万という法定外の繰り入れになっていますので。さっき6億という数字はあくまでも基金を6億残すための、そのために今後考えていくということですので。

(菅野) 結局国保税が安いところは法定外繰り入れが多いのです。あとは医療費が少ないか。医療費が少なければ一番いいのですけれども。法定外繰り入れが多いですよ。蕨市などは1世帯の繰り入れが2013年度は7万7,133円、2,014年度は6万9,000円、7万円前後1世帯当たり繰り入れしているのです。鴻巣は1世帯当たり、2013年で2万5,000円で、1人当たりでいうと蕨は4万7,800円、4万8,000円近く、鴻巣は1万4,000円、これは県の平均だということですが、結局安い国保税にするためには基金で浮く分を、支払い準備基金で浮く分を少なくして国保税の減税に入れているというのがこの数字だと思うのです。医療費が極端に安いということではなくて。鴻巣が医療費が極端に高いのかどうかは、ちょっとそこも問題ですけれども、もう少し基金の繰り入れを多くすることができるのでしょうか。だって、ようやく県平均にしたのです、何年もかかって。それこそ何年も追及して。

(国保年金課長) まず、今ご質問にありました医療費が鴻巣市は高いかどうかなのですか、これも40市という総体的に考えますと、25年度では1人当たりの医療費が8番目に高いという状況でございます。それに対しまして、保険税の調定、保険税の1人当たりは29番目ということで、逆に1人当たりですと下から数えたほうが早いということで、医療費は高いけれども、1人当たりの保険税は安いという、そういう構造になってしまっていますので。本来であれば医療費に見合う保険税をいただかないといけないのですけれども、その辺が非常に苦慮しているところでございます。

(菅野) 医療費といたって、これに医療費いつも載りますよね。高い医療費が歳出のところに今回も載っていますけれども、一般被保険者高額医療費事業で1位が823万、2位が759万、3位が700万、4位650万、5位640万。要するに大抵心臓です。いろいろありますかね。要するにこういう非常に重篤な病気にならないうちに行けば、早期発見早期治療以外にないのではないのでしょうか。それをやる手だてがどう市民にあって組み立てられているかというのが医療費を安くするのでしょうかけれども、これってひどい重病になった人ですよね。それがどうやってできるかですよね、医療費を安くするために。

(国保年金課長) 来年度からまさしく健康づくりということで健康なまちなのですけれども、人もまちも健康だということで27年度から新たに予算化をされていまして、その中でやはり3つありまして、まず運動と食事と休養、この3つが必要だと言われていまして、運動につきましては来年度から組織改正で新たにスポーツ課が健康づくり部に来るわけですけれども、まさしく健康を維持するために運動が必要だということと、食事、これはやっぱり市民アンケートを見ますと皆さんある程度は飲酒ですとかたばこですとか食べ過ぎ、飲み過ぎ、体重維持とか、アンケート調査ではそういうかなりの健康意識が高いというふうに出ています。ただし、やはり予防が肝心ですので、今後今回の糖尿病性腎症重症化予防、これをいち早く手だてをして、透析に移行していかないというのも今回新たな事業を展開していきますけれども、やはり第1次予防事業としての健康維持、そのために運動、それがまさしく部で取り組んでいますラジオ体操あるいはウォーキング等々をまず普及させるというところがございます。それと2次予防については早期発見、早期治療ということで、これが非常に重要だというふうに考えております。

(菅野) 私これは正しいとは思いますが、こういう病気になる方はやっぱり高齢者が多いと思うのです。若い方でもなるかもしれませんが、高齢者というのは運動をしますから、何かにおいでよと言っても来られない。ですから、こちらからチームをつくって訪問できるような、あと医療機関と連携をとるとか、つくば市が筑波大と連携して

高齢者一人一人の健康、運動も含めて全部把握して指導しているではないですか。ですから、元気な人がどんどん体操やいいものを食べて休養してというのではなくて、来られない人にもこちらから出ていけるように、やはり保健師ではない、栄養士ではない、そういう人たちをちゃんと人的投資をして回っていけるというような、そういうやり方が一番必要だと思うのです。うんどう遊園のように、だから1カ所に550万もかけて1カ月にたった2回のあれに来るのが二十五、六人と、同じ550万を投下するのなら人的投資をして、来られない方にもサロンをやったりとか、それは地域のいろんなボランティア団体との連携はほかの課ともやりながら、そういう人的投資で広くどなたにも行く施策にするのが最後は医療費を安くするのではないかなと思うのです。面でできるような。

（国保年金課長）菅野委員さんご指摘のとおりだと思うのです。いろんな何とか事業とか、早期介入事業とか、実際会場に来ていただける方はまだいいのです。まさしく来られない方、これをどう健康維持といいますか、健康寿命を延ばすといいますか、参加される方は意識も高いし、まだ元気なので会場に来れるのですけれども、出てこられない方、これを何とかしなくてはいけないというのが今後の課題だと十分把握、理解しておりますので、よろしくお願いします。

（加藤）菅野委員のことに関連してなのですけれども、とにかく病気になったらどうしようでなくて、事前の健康づくりが一番です。市も来年度から取り組むということですがけれども、例なのですけれども、以前、吹上当時グラウンドゴルフの講習みたいなのを毎年やっていたのです。それで毎年やっていたその人たちが、全部が全部ではないですがけれども、もちろん希望でグループが第1愛好会、第2愛好会とずっと10年ぐらい続いてきて10個ぐらいの団体ができてきたのです。その後やったときに、もうそんなにふえてしまうと場所を使うのにいろいろ大変だということなので、後でやった人はどこかのグループに入ってくださいねということですがずっと講習をやっていたのです。今はもうやっていないのです。やっていないから、今それぞれのグラウンドゴルフ愛好会の人たちのグループの人数がどんどん、どんどん減っていつてしまうわけです。10年

ということだから、10年もたてば70の人が受けて入ったら80でもうできなくなって、入ってくる人がいなくて減っていってしまう。やっぱりいろんな遊具みたいのをつくったりとか、あと部屋の中でいろんなことをやるというのもいいですけども、今グラウンドゴルフ、パークゴルフというものがすごく人気があるではないですか。太陽の日を受けて、風を受けて、寒くても頑張って、八十幾つの人なんかも頑張っているという、そういうことを行政が考えるというふうなことも必要、それはたまたま社協でグラウンドゴルフの講習会をやっていたのですけれども、そういうことって鴻巣は何か今までやったことがあるのでしょうか。それは道具は町でありましたから、それをみんな使ってやって、結局今はもうみんなマイクラブでやっているということで、本当に費用なんかはかからないわけです。いっとき木のクラブなんていうのは大したことないです。だから、そういうので毎年使えるわけだし、そんなふうなことというのは鴻巣でやったことないのでしょうか。

（国保年金課長）もともとグラウンドゴルフとかパークゴルフというのですか、グラウンドゴルフはどっちかという個人との競い合うような形で、今はパークゴルフだとか、そっちのほうがか何か主流になってきているような気がしているのですけれども、実はハードがそろってききましたので、吹上には18掛ける2、36ホールの施設もできましたし、川里にもあちはグラウンドゴルフということで整備してきましたので、まさしく健康づくりのために今度スポーツ課が新たに健康づくり部に入りますので、まさしく健康を考えたスポーツ、生涯スポーツですか、これは今後の本当にいい取り組みになると思いますので、今まではスポーツはスポーツという形でどっちかというに進んでいたと思うのですけれども、今度は健康プラススポーツという形で取り組んでいけると思いますので、今まではそれほどだと思いましたがけれども、今後はまさしくそんな形で進んでいくというふうに考えています。

（加藤）教育委員会のほうから市部局のほうに今度来てやるわけですから、健康課のほうとスポーツのほうと一体となる中で、やはりそれをぜひ取り組んでほしいというふうに思います。病気になってどうしようの

話というのは本当に遅いわけですから、みんな本当に団塊の世代の人たちがたくさんいるわけです。だから、そういうふうなこととか、あとボランティア的なそういう講習、これから介護保険の関係でもボランティアで養成するなんていうけれども、あるところでこんな話を聞いたのです。ボランティアというのは好きでやっているのだから、何の問題だったかな、そういうときに市の上部の人がそういう話をしたって、ボランティアというのは好きでやっているからって、そういうふうな見方をする鴻巣だからボランティアなんかというのは鴻巣は育たないのだというふうな、そういう意見を聞いたことがあるのです。本当に吹上地域というのはすごくそういうボランティアとか何かも、やっぱりボランティアをやってするというのも生きがいの的なことがあるし、健康にもつながる、皆さんのためにありがたく思ってもらえるということもあるでしょうから、そういうふうなこともいろんなものを含めて本当に形を何かつくってやるということではなくて、いろんな方面で健康づくりというものをぜひやって、だから本当に1部署ではだめ、いろんなところの連携をしながらやるべきだというふうに、大きな機構改革をしたわけですから、いろんなところでの職員同士のというか、上の人たちのいろんな意見もあるでしょうけれども、そういうふうなことできちんと連携をとった行政というものをやっていけるようなことを、下のほうから、現場でかかわっている課長さんとかそういう人たちからそういうふうな意見を上げて行ってほしいなというふうに思うのですけれども。

（国保年金課長）えてして縦割りだったり、自分の課だけで仕事を進める傾向があるのですけれども、やはり横の連携ですか、それは大変必要だと思いますし、ボランティアも実は窓口があちこちあるのです。社協だったり、ボランティアの窓口がばらばらだったりするわけです。そういうものもやはりどこか1つになったほうがいいという考えもあります。それと、ちょっとこれは蛇足になりますけれども、実は国保の医療費の中でいわゆる前期高齢者、65歳から75歳の方の医療費、これは実は県内の40市の中では安いほうなのです。だから、皆さんお元気で頑張っている方が国保の中では多いということで、そういう方がそういう年代

にいらっしゃいますので、ぜひそれを次の世代にも引き継いでもらいたい。団塊の世代というのは、前期高齢者の世代がほぼイコールになってきていますので、元気な団塊の世代、そしてそれに次ぐ世代についても見習っていただきたいという中でボランティアであったり、スポーツであったり、何か生きがいを見つけていただく、それが生涯学習だったり、生涯スポーツだったりするのですけれども、非常に私が言いたいのはとにかく今の団塊の世代の方を含めて前期高齢者の方が医療費が県内で安いというデータが出ていますので……

(鴻巣に限らずねの声あり)

(国保年金課長) まず、県内の40市の中で平均の医療費が安くなっています。こういうのもありますので、ぜひその辺ももうちょっとこちらでよく分析もしていきたいと思います。

以上でございます。

(野本) 27年度予算の歳入も歳出もですけれども、予算額というのは合計は26年度よりも大分ふえているわけですよ。130億から147億と。ただ、歳入の中を見ていきますと、保険税のところは26億3,500万から25億8,000万と減っているという、予算として低く見積もっているということですよね。全体ではふえていて、税としては減っていると、その予算の組み立てのバランスのとり方というのをどういうふうに考えているのか伺いたい。

(国保年金課長) 実は26年度から低所得者対策といたしまして、軽減というのは2割、5割、7割軽減とあるのですけれども、軽減の拡充が26年度にありまして、実は27年度もまた軽減が拡充されていくということで、今低所得者対策が入ってきていますので、逆に軽減をしますと税が減ってきますので、26、27年と税は減っていくという、そういう傾向にあります。なおかつこれは経済事情もありますけれども、経済がよくなると所得が上がっていきますけれども、その時に所得割が反映していきますけれども、どちらかというとな国保に入られている被保険者という方は農家の方ですとか市内の事業をやっている方、お店ですとか、そういう方が多いですので、なかなか今の経済対策がそこまでまだいっていな

いと思うのです。その中に低所得者の方の対策で、低所得者の判定が今所得の範囲が上がっていますので、なるべく低所得者に保険税の負担がいかないように、拡大している中でちょっと保険税のほうが減る可能性がある。それと、少子高齢化でやはりなかなか子どもがふえていかないということで、75歳になりますと後期高齢者ですけれども、どんどん後期高齢者はふえているのです。1万1,000から今1万2,000ぐらい後期高齢者の方はいますので、その数はどんどんふえているのですけれども、国保のほうは今横ばいから下がり始めていますから、2つでちょっと保険税が減りつつあるということで、税率改正して税率を上げれば保険税が上がりますけれども、やっぱり負担も高いということもあらうと思いますので、保険税はなかなか上げられないということもありますので、その中でちょっと保険税が下がっているということをございます。

（野本）そうすると、合計の額がふえている部分というのは、歳出の予算見込みからそれはつくった数字ということになるのですか。

（国保年金課長）保険財政共同安定化事業ということで、これは歳出のほうでは拠出ということで支払う、一方でお金が来るとということで、それがおのおのかなりの……保険財政ですと歳入のほうですと6款の共同事業交付金の中の保険財政共同安定事業で15億ふえているわけです。一方で歳出のほうですと7款の1項2目の中の保険財政の中で14億ふえていると、これがやっぱり大きな要因でありまして、鴻巣市はよく言っているのです。出すより入りが多いのです。実は、変な言い方ですけども、もうかっているという言い方は変ですけども、出しているよりも交付金で来ているのが多いのです。これが26年度までは10万円を超える80万円以下の1件当たりのレセプトが対象だったのですけれども、これが1円以上80万円以下になりましたので、拡大しましたので、ここはかなりふえたという、これが何ととっても大きな要因で、予算が13.4%も膨らんだと、これは歳入も歳出も膨らんだということをございます。

（野本）あとは高額医療費の予算見積もりもふえていると思いますが、それは今のところですかね。拠出金の内訳が1番と2番になるわけですね。では、その安定化拠出金のほうにふえているということですね。い

つもこの質問のときには法定外繰り入れですとか、そういうようなところがやっぱり気になるところでもあるのですけれども、今のところはこれまでどおりといたしますか、大体今までの流れで来ているとこの予算組みはつくられているということによろしいのでしょうか。

（国保年金課長）今回大きなポイントとしては、先ほど申し上げました保険財政共同安定化事業が1年以上ということで拡大したのが1つ。それと、国保税については、歳入ですけれども、軽減が拡大していますので、少し国保税が減るということと、いわゆる赤字補填的な法定外の一般会計からの繰り入れについては26年度に引き続き当初予算では入れておりません。26年度については、今回補正でお願いしました法定外は、それ以前は4億幾らという数字だったのですけれども、今回1億7,000万という数字で少し抑えた数字になっております。これがポイントで、当初予算については引き続き法定外は入れていないと。では、これを来年度の年度末の3月の補正のときに繰り入れをするかしないかの話です。それは、基金を最低限でも6億以上は確保していきたいという考えのもと、また繰り入れをするかどうかという、そこがポイントとなっています。

（野本）あと、滞納の部分で先ほども質問に出ておりましたけれども、先ほどの質疑の中で件数が出ていましたね。283世帯。そのうち納税相談に来られているのが172世帯というふうに前任の方の中でありました。この来られていないほうが多いわけですがけれども、全くコンタクトをとれないような感じなののでしょうか。というのは、その方々はどうしていらっしゃるのかというふうに感じるわけですがけれども、そこは何か把握されていることはありますか。

（国保年金課長）先ほど菅野委員さんのご質問の中でも、まず納付書を出します、次は督促状を出します。そして、催告状。催告書というのは何回か出します。それでもだめな場合は臨宅ということで、電話なりお宅まで行くと。連絡がとれないという場合に、今度は封書、いわゆるお手紙といたしますか、それを差し置きしてくるわけです。何月何日に伺いましたと、お留守なのでこれを差し置きしてまいりますということで、

まずそこまでやっていくと。そこでお見えになってくれれば納税相談までいくのですけれども、差し置きしても何をしてでも連絡がとれないお宅というのは現実にいるわけです。そうすると、今度はまた1段進んでしましまして、ではご連絡も何もないと、それだこのままでいくと何もない場合はそれこそ差し押さえの予告ですか、とどンドンと進んでいきますので、職員としては督促状、催告書、それで電話、臨宅となるのですけれども、そこまでで済めばいいのですけれども、どンドン進んでしまうということで、通常は差し置きしていけば来ていただける、あるいは差し押さえしないまでも予告を出すと来ていただけるということで、普通はそこで初めて会う方もいらっしゃると思いますけれども、ほんとの方は何らかの形で窓口にお見えになっていただけたらと思いますけれども、こんな言い方は失礼かもしれませんけれども、悪質な方といえますか、何も来ていただけない方というのはやはり何%いらっしゃるという状況です。

（野本）今伺いたいと思うのは、悪質な方はちょっとおいておいて、実際に病気になって、だけれども保険証がなくて、では払えないということはお金が基本的にはないというふうに考えるということは、医者に行くことを我慢してしまうとか、病気をほっておいてしまうという可能性があるのだろうと感じるわけです。実際そういう方がいるふうにもちょっと聞いているのですけれども、そういうところで納税相談に来れば短期証でお医者さんに行けますよとか、そういうような言い方というものもされているのでしょうか。

（国保年金課長）当然短期証というのにも期間があるだけで、それは保険証と何ら変わりありませんので、それがあればお医者さんにかかれば自己負担、窓口負担だけお支払いすれば医者にかかれますけれども、当然既に納税相談等をいただいている方については毎回郵送で出しています。ただ、何のアクションをいただけない方については資格証というのはお出ししないで、お見えになっていただいて何らかの形でお渡ししていますので、ただ病気で何もこちらに来られないという方でなければ、まず何らかの形で接触できていると思いますので、一般的には通常の1

年の保険証ではなくて、短期証でも医者にかかれますので、病気の方についてはどうしても医者にかかると思いますので、そのときに保険証がなければ、例えば医療機関から連絡があるとか、家族の方ですとか親戚の方ですとか、その辺の方から実際一緒に窓口ではそういう方もお一人ではなくて、家族の方ですとか知り合いの方ですとか、あるいはほかの方を連れて見えている方も結構いらっしゃいますので、一番困るのは何も連絡していただけない方、これが一番困ることです。その辺はまたこちらでも現地確認もしていますので、その中でお会いできればお話できるとは思いますけれども、税のほうは基本的に収税ですけれども、保険証ですとかそちらの関係でどうしても連絡がとれない方は、今度担当のほうで現地調査ということで行っていますので、そういう形で窓口に来られない方もこちらからの現地確認で、自宅にいらっしゃる方についてはコンタクトできるという状況です。

（野本）今確認をしたい部分というのは、コンタクトをとるに当たって相談に来ることで短期証が発行されてお医者さんにかかれますということがメッセージは伝わっていると考えてよろしいのでしょうか。

（国保年金課長）当然きちんと窓口でご説明しておりますので、その辺は相手の被保険者の方には通じているというふうに理解しております。

（野本）もう一つ確認ですが、相手と会うまでそれは伝わらないのか、それとも差し置きでも郵送でも会う前にそのメッセージは伝わるのか、その辺はどちらなのでしょう。

（国保年金課長）当然短期証にいくまでも、実は短期証もある一定額、50万円以上のある程度の滞納が積み上がった方に短期証が出るようになっていますので、いきなり1回だけ納めませんでした、はい、短期証ですと、そういうやり方ではありませんので、それまでにも当然税サイドのほうから先ほど言いました催告書ですとか納税相談とか臨宅徴収だとか伺っていますので、短期証自体は50万円を基本である程度になった方に短期証を出していますので、いきなり短期証ではありませんので、その辺は問題ないというふうに考えています。

（野本）それでは、滞納に関して別な角度で、滞納されている方々の区

分と言ったら変なのですが、歳入の納税の1款のところに1目、2目とありますが、その中でどのような方が滞納になっているという、ここに入ってくるのかどうかわかりませんが、そういう傾向とか統計というのは何か情報、データはあるのでしょうか。

(国保年金課長) きちっとした定期的な統計はないのですけれども、私もたまに窓口の様子を見たりしているのですけれども、やはり国保という制度自体がもともとは農家の方ですとか事業主といいますか、お店の方とか、そういう方が主流だったのですけれども、今どんどん、どんどんそういう方が少なくなりまして、どちらかというとなんか年金受給者の方、あるいは失業されてしまった方、あるいは何らかの形でほかの……一時転職している方ですとか、そういう方等を含めて何らかの理由があるわけですね。私が聞いた中では、去年までは事業をやっていたのだと。ところが、体を壊してしまってやめてしまって、例えば去年までは働いていたけれども、所得は結構あったのだけれども、翌年は病気になって収入がないと、なので保険税がなかなか払えないという方もいらっしゃいますので、いろんなケースがあると思うのですけれども、普通は何らかの収入がある、あるいは預貯金があるという方であれば払えると思うのですけれども、推測しますと急に所得がなくなってしまったという方がかなり滞納される方ではないかと、こういうふうに考えています。

(野本) ないところをどう払うかというのは確かに難しいことですし、納税相談という方法でということもうまく機能できればいいなと。いずれにしても、市民が健康を維持するためにどうすればいいのかというところで、いろいろな工夫で軽減のことがあって、それがもっともっと効果を発揮していけばこの辺は改善されていくのでしょうかけれども、非常に難しいことではあるけれども、健康を維持するための財政が健康ではないということになっては余りよくないのだろうなという部分で、こちら側からこうしたらどうかという提案はできないまんまではあるのですが、健康な国保特別会計というものをつくっていくためにほかにもいろんな手段ができたらいいなというふうに思うのですが、まだできそうなことというのは何か考えられることというのはあるのですか。

(国保年金課長) 国民健康保険制度自体はかなり古い制度ですので、その中で例えば保険税にしても4方式であったり、3方式であったり、2方式であったりばらばらです。保険税の掛け方も実はやり方が違うのです。市県民税の税を基本としてやる場合と、それこそ所得割ということで所得に対して33万円を控除してやる方式と、1つではないというのは国保の難しさであってばらばらなのです。東京都もつい最近まで特例の安い保険税のやり方であったので、なぜ東京都は安いのに埼玉に来たら高いのだと、特に隣接している戸田ですとかあの辺の課長ともよく話をするのですけれども、よく言われたそうです。非常に多くの自治体でかなりいろんなやり方をしていますので、本当に国保税というのが今回の改革によって少し整理されていくのではないかとというふうに考えています。ですので、できれば埼玉県は1つの保険税率、県内どこへ引っ越しても所得が同じだったら同じ税金、これが理想なのです。実は私どもはそれを要望しているのですけれども、そこがまだまだちょっと見えないところです。どうしても保険事業というのは引き続き市町村に残る事業ですので、市町村の努力によっていろんな保険事業をやれば差がついてしまいます。この辺でそれもいいのかと。ただ、保険事業とかやれば、先ほどの医療費の削減、抑制につながっていきますので、その辺の競争がいいのか、それが競争なのか、市民のためなのかというのがありますけれども、まだまだばらばらにやっている国民健康保険制度というのがありますので、せめて埼玉県で1つの制度になっていけるという考えであればそちらに向かっていくのがいいのではないかと、そういうふうに考えています。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 鴻巣市の国保税は63歳1人世帯だと11万2,900円、今の総所得100万です。総所得200万で63歳1人世帯は22万2,100円。これが2人世帯に

なりますと、63歳の夫婦で総所得100万は13万6,700円のわけですがけれども、これが200万になると26万1,900円という額にふえます。さらに、これが4人家族、4人家族はそれほど多いわけではないですがけれども、事業主の場合はあるわけで、総所得200万だと28万5,600円、300万になると何と42万700円といわゆる所得の占める割合が14%に国保税だけなるという、やはりこれは何が何といっても納税者にとっては高い国保税だということです。それから、議員の方でも大変多額の国保税を払われていると思いますが、本市の最高限度額が73万円と、国は81万だから8万安くなっているといいますが、国の高いのはまさに本当に言語に絶する高さです。73万も改定のごとに何万と上がってきているのが国保税の実態です。

調定額でいいますと、2015年度は前年度に比べて安くなりました。1人当たりは2,475円で安くなって、8万1,469円。1世帯も4,344円安くなって14万2,944円と大変これはありがたいことですが、政府が進めるいわゆる特定健診は6割を目指しているといいますが、25年度の結果を見ますと40.1%ということで、これは法定報告で60%にほど遠い実態です。いろんな訪問したりなどしてはいますが、なかなか上がらない。その上がらないには科学的根拠がないということだと思います。動機的位置づけが172人で、指導率は24.9%、積極的な位置づけが169人で、これは医者に行き指導を受けるということですが、鴻巣はお医者さんが積極的なのは医師会にはできないと言われていたもので、それでも修了者は31人ということで指導率は18.3%ということで、特定健診そのものが健康管理に見合った制度ではないということが最初から言われています。これ自体でまず数字を追いかけていけばいけないというののも不当なことだと思います。

いずれにしても、大変高額医療者が多いことも、これも国保税を引き上げていると思います。本来国の社会保障制度としてされているものが今地方自治体の責任として大変財政に大きな影響を与えるやり方で運営されているというところに一番の負担の原因があります。国の補助率がどんどん減らされてきているというのが実態です。国保制度の根幹に沿う

ものではありませんので、その点を指摘し反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第34号 平成27年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成27年度鴻巣市介護保険特別会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(頓所) ちょっと前後するかもしれないのですがけれども、2次予防事業で2次予防対象者把握事業で、今窓口相談で75歳以上の人 came ときにチェックリストを渡して、そこで判断をしてこういうサービスがありますよという形になるのですか。

(介護保険課長) 実際29年の4月からという形になるかと思うのですがけれども、チェックリストの使い方をまず今の形の全ての方にばらまくという形ではなくて、窓口に来た本人あるいはご家族に対してチェックリストを行って、本人の状況をまずそこで確認をします。それに合わせましてサービス状況を説明しながら、どのサービスが適切であるかというところを相談しながら決めていくと。ただ、その中で当然要介護の認定を受けたいとかいうご家族もいらっしゃいますし、あるいは認定申請まではいかなくても市のサービスでいいという方もいらっしゃると思いますので、その辺は柔軟に対応しながら、ご本人の状況に一番いいものをや

っていければなど考えております。

以上です。

（頓所）そういう事業をやっているということを今後周知していかないと、今までは全員に送付して何だこんなものと思いながらやったりとか、あるいは、へえ、こんなもの来たのだ、やってみようといって実際教室に行ったりとか、3つぐらい教室があったと思うのですが、そういうことで予防ができたと思うのですけれども、実際自分がそうかもしれないと思っても介護保険適用かなと思われる人が来ると思うのですが、本当に予防の予防って一番大事なところだと思うのですが、そこで窓口になかなか来る方は少ないのではないかなと思うのですけれども、その辺は。

（介護保険課長）委員さんご指摘のとおり、なかなかわからないというか、チェックリストもなくなってしまうと自分の状況を把握するというツールが特になくなってしまいますので、私どもとしてはチェックリストを引き続きやりたいのですが、今年度もだから苦肉の策で75歳以上という形にさせていただいて、広報にその旨載せさせていただいた上で、65歳から74歳の方についてはご希望がある方は市のほうにご連絡いただければやれますというようなことでやろうかなと思っているのですけれども、いかんせん新しくなったときに使い方、あるいはチェックリストの対費用効果というのですか、例えば65歳以上全員の方に送って、結果2次予防事業につながるという人はほんの一握りの人しかいないわけなのです。その辺も国のほうも新しい総合事業が始まる時に、地域支援事業の全体の枠の中で余りお金がかかるチェックリストについて逆にその部分を落としていってほかのところに使いたいというところがあるような形ですので、ただ周知の部分が私どもも非常に不安になっておりまして、窓口で待っているだけで介護予防をやっていただきたい人が発見できるのかというのはちょっと今のところ大変不安に思っているところなのですが、今後それを何かいい方法がないか、今担当同士で模索している状況です。

以上です。

（頓所）まず、周知の仕方を研究していただいて、老人クラブだとか民

生委員さんだとか地域包括だとか、いろいろな手だてがあると思いますので、工夫していただきたいと思います。

続いて、新しい事業で認知症施策推進事業とございますよね。こうのとりに置いた推進員との、そのかわりを教えていただけますか。

（介護保険課長）認知症支援推進員をこうのとりさんのほうに置いていただいております。今1名の方を置いていただいているのですけれども、その方と、あと今回先ほど申し上げました認知症初期集中支援チームというものを設置させていただく予定なのですが、この方に対しても1名を常勤で考えておりました、ただ認知症の地域支援推進員のほうも常勤が1人いますので、その2人は両方を兼務してもらう形をとりました、あとそのほかに済生会さんのほう、またこうのとりさんをお願いする予定なのですが、病院の職員との兼務の方を補佐として2人置いていただくというお話もしております。それなので、常勤が2人の兼務が2人という4人体制を今ちょっと考えております。その中で3人ずつで1チームになりますので、2チームつくれますので、その中で対応をしていくというような考えで今予定しております。

以上でございます。

（頓所）すると、そのチームはこうのとりさんのところで配置されるということですか。

（介護保険課長）最初は済生会さんのほうで県の認知症医療センターという指定を受けていますので、その中でという予定でおったのですが、済生会さんの都合もございまして、こうのとりさんのほうへ配置ということは今考えております。

（頓所）確認なのですが、認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援チームとして相談員が2人ということですか。相談員が2人。

（介護保険課長）常勤が2人、兼務が2人の4人体制で認知症支援推進員と認知症初期集中支援チームを両方やっていただくという形になります。それなので、あと4人ですので、常勤と、それぞれ福祉系の職員と医療系の職員を2人ずつ配置する形になりまして、そのほかに専門医のサポートを受けて3人で訪問をするような形になりますので、医療職、

福祉職、専門医、その3人を1つのチームということで呼んでおります。その部分を専門医の方については病院のほうにいらっしやいまして、そちらも要請していく形になるのですけれども、その病院と関係を持ちながら2チームで回していくということで、先生を除くと4人ということ です。

（頓所）具体的に来年度はどんな活動をしていきますか。ケアパスをつくらなければいけないとありますよね。それをつくっていくために動いていくのか、直接相談を受けてニーズを拾っていくのか、その辺は。

（介護保険課長）ケアパスにつきましては、今準備がほぼつくっております、27年度にはある程度形になったものが出せると思います。それはそれといたしまして、初期集中支援チームにつきましてはあくまでも40歳以上で在宅の方で認知症の疑いがあるような方を対象に短期間の集中的な訪問で医療につなげたり、サービスにつなげたりというものですので、そこにつきましては委託の体制が整い次第お願いをして進めていきたいと考えております。

（頓所）続きまして、在宅医療・介護連携推進事業について、医療機関と介護事業者との意見交換というのは医療機関って医師会とやるのか、各事業所と何かテーマを決めてやるのか、どんな感じで進めていくのかお伺いいたします。

（介護保険課長）在宅医療と介護の連携につきましては、医師会さんのほうともいろいろ相談をさせていただいているのですけれども、今やっている中では地域のネットワーク会議というのを包括さんのほうでやられているのですけれども、その中に医療機関の方ですとかいろいろな職種の方、あるいは自治会ですとか消防ですとか、いろいろ呼んでいただいて、ケースの相談ですとか意見交換をしているところなのですけれども、そういうものを想定しているところと、あと医療機関のほうでも実際に何をやるのだというところがなかなかイメージとして浮かんでこないという部分がありまして、私どものほうも介護として何ができるかというのはお互いに様子見をしているというような状況でございます。今後はその部分を鴻巣市の医師会さんも積極的にかかわっ

ていただけるようであり、あと保健所さんのほうでもかかわっていただける部分がございますので、そこを調整をしながらどういう事業がいいのか、今年度やる事業としては先ほど申し上げたとおりなのですが、実際に8つの事業がございまして、きのうお配りした全体像というのがあったかと思うのですが、新しい総合事業の全体像、あれの中に8つ事業が入っております、その事業を30年までにやりなさいよということを国が言っているわけがございます。それですので、その部分の取りかかれるものから順次取りかかっていくという考えでございます。

以上でございます。

（頓所） それでは最後に、生活支援体制整備事業で生活支援コーディネーターの配置等を予定しているということなのですが、この人数と、それから各地域包括に配置されるのか、どこに配置されるのか。

（介護保険課長） 今回の具体的な場所と名前とかというのはないのですが、基本的には今のところ1名を予定しております、ちょっとこれから本来研究会みたいなものを立ち上げながら、それは最終的に協議会という形で持って行って、その中でここがコーディネーターにふさわしいのではないかとというようなところを選んでいただくという形の方法と、あと逆にこの人がコーディネーターとして適任だからお願いしますということをお願いをして、そこから研究会の中でコーディネーターとしての腕を振るってもらおうというやり方の2通りほどあるかと思っておりますけれども、今のところコーディネーターとして考えているというのがなかなかちょっとどんなものかなというところで、予算的にも半年分の計上なのですが、今後詰めていって、ある程度公平な判断ができるような方ではないと難しいかなと思っておりますので、その辺は今後ちょっと研究させていただきたいと思っております。

（菅野） 補正のところでは利用者は聞きました。第1号被保険者は2万9,687人中3,126人が利用していて、利用者は10.5%ということでした。それで、この表で見ると説明の2では10万1,400円の最高額、10段階を保険料を払う方が3.8%程度です。一番多いのが4段階です。これは2割、

20.5%が6,148円。あと、多いのは4,282円、第1段階が14.0%ということで、介護保険料の滞納の実態をお聞きします。それで、滞納者には給付制限が何らかあると思いますので、その数もお聞きしたいと思います。

(介護保険課長) それでは、滞納についてということでございますが、25年度までの滞納件数でございますが、全体で4,503件、額としまして2,535万8,370円、これは平成15年度から25年度までの累計という形になります。それから、給付制限につきましては、現在4人の方が給付制限の対象になっておりまして、そのうち3名の方がサービスを利用されているという状況でございます。

以上でございます。

(菅野) 4名が給付制限ですけれども、3名が利用できているということは分割でも保険料を払い出したということでしょうか。

(介護保険課長) 4名の方のうち1人はサービスを使っていないということでございます。

(菅野) では、その給付制限の内容というのは、例えば回数を減らすとか、利用の内容をもっと程度の低いのに変えるとかということですか。3名の方は。

(介護保険課長) 基本的には通常1割負担でサービスを利用できるのですが、その部分が3割負担という形になります。それも欠損して保険料未納の期間に応じてその月数が決まっていくという形になります。

以上でございます。

(菅野) そうすると、これは介護保険料を払っても3割負担分の2割が戻ることはない、行きっ放し。

(介護保険課長) はい、そのとおりでございます。

(菅野) では、行きっ放しなのですね。わかりました。

それから、6番の表でいきますと、要支援者が要支援者認定で要支援1が301、要支援が550人で851人、これは全体の2割が要支援ということで、これ地域の福祉施策になった場合大変な人数ですよ。これから市町村の職務になった場合。あと、要介護1との関係でことし施行される前に見直すということはあるでしょうか。要支援2と要介護1はほとんど変

わらないわけなので、要支援2の人が要介護1になれば人数が減るわけですが、再見直しなんていうのはやらないものですか。

(介護保険課長) 基本的には、認定の区分の見直しにつきましては、今回の改正ではありません。随時変更申請ですとか、あるいは更新申請等がありますので、その中で要支援2の方が1になるとか、1の方が2になるといようなことはあろうかと思えます。

以上でございます。

(菅野) 介護支援の見直しなのですけれども、ケアマネが書いて出しますよね。それを見て職員が個人の家庭に見に来ますよね。前も言ったことなのですが、これが市役所の職員ですから9時から5時ぐらいの間に来るわけです。午前中10時ごろなんか来られると調子のいい時間なのです。夕方5時ごろ来ていただくためろめろになっていて、10時ごろだと元気なのです。朝起きて少し時間がたっていて、そうすると要介護度がなかなかふだんの実態と合って出ない場合があるのです。こういうときに時間を5時に来てくださいますとか、6時に来てくださいますというのはできるのですか。

(介護保険課長) 認定調査のことでよろしいでしょうか。実は認定調査につきましても職員が行っている部分、あるいは外で委託をしている部分、それから臨時職員がやっている部分とございますけれども、基本的には定時の8時半から5時の間という形をお願いをしているところがございます。ただ、認定調査を行うときに朝行って状況が元気なときに調査をするときと、あと夕方もう一日終わりかけて疲れてしまっているというようなときに調査するとき、当然状況が変わってくるかと思えます。その部分につきましては、ご家族のお話を聞いたりですとか、いろいろな時間的な状況を全て確認しますので、この時間がこう、あの時間がこうというようないようなことがないように近況を全て確認いたしまして、特記事項等にも記載してございますので、その辺の心配はないものかなと考えております。

以上でございます。

(菅野) それから、次の歳出のほうの居住費の負担が載っています。段

階ごとに載っていますけれども、問題は多床室の居住費をふやすということは今介護保険の改悪の中で言っているわけですが、そうすると入居している人の中で払えないという人が出ると思うのです。そういう人は、払えなくなった部分は所得に応じて要するに公費で賄うことができるのでしょうか。月1万5,000円ぐらいと言っているわけですがけれども。

(介護保険課長) 今回制度改正によりまして多床室の方の負担が若干ふえるというところがございますけれども、この表の中で真ん中が多床室の負担なのですけれども、第1段階がゼロでございます。ここは変わらずゼロのままでございます。2段階と3段階のところは370円になっているかと思っておりますけれども、ここが昨年までは320円ということでございました。これが1日当たりの負担の限度額になりますので、1日50円上がるということがございます。30日といたしまして、1,500円上がるという形になっております。ここの部分につきましては、ご利用の負担の限度額ということですので、この額までは負担していただくという形になります。

以上でございます。

(菅野) 本人が負担するということなのですね。わかりました。

それから、元気アップシニア事業といろいろ書かれています。これらが参加しやすい場所で参加しやすい条件に応じて行われる状況なのでしょうか。多くは公的なところでやって、そこに駆けつけるような状況になっていると思うのですけれども、このやり方です。

(介護保険課長) 元気アップシニア事業につきましては、2次予防事業ということですので、こちらのほうは送迎を基本としておりまして行っておるものがございます。今委員さんおっしゃられたのは、1次予防事業のほうのことだと思いますが、こちら例えばスーパー健康スタジオですとかお達者元気教室、あるいは脳いきいき、こちらの本人が直接現地に行ってお自由に参加していただくというような事業になっています。こちらにつきましても今回スーパー健康スタジオがエルミの市民活動センターで行っているのですけれども、そこが非常に好評といたしますか、この前も1回140人ぐらい来てしまったということで、逆に会場が狭くなっ

てしまいました… …

(菅野) どこでできる。

(介護保険課長) 3階の広いところを部屋を少し広く広げて使わせていただいて、指導員も倍にさせていただいて、それなので27年度もふえた理由がそこにあるのですけれども、その体制をちょっと強化するところと、あと川里の生涯学習施設のほうはまだ参加する機会が余り少ないようですので、そちらを月1回から月2回に改めて回数をふやしてみようかなというところでやろうかと考えております。それなので、なるべく通いやすいところでやるということに心がけながら、地域ごとに開催する場所もふやしながらやらさせていただいております。今回総合体育館のほうも改修が終わりましたので、復活するということになります。

以上でございます。

(菅野) この元気アップシニア事業は、第2次だから第1次とは違うというのですが、例えば500円ぐらい出して送り迎えつきで車椅子の人でもこんな器械みたいなのでできるとかという事業をやっている業者は、こういうのの一環なのでしょう。介護保険とは関係ないのですか。送り迎えして、いろんな車椅子に乗っている人も動ける人も体操をやる、2時間ぐらいらしいのですけれども、500円ですって。

(介護保険課長) あくまでもこの事業が介護予防事業になりますので、要支援1を受けるまでもない、そこまでいかない、ただ何らかの支援をしないと要支援になってしまうのではないかというような方を対象にしておりますので、車椅子とかその辺になってしまいますと当然介護認定を受けているような方ですので、若干その辺はこの事業とは内容が異なるのかなと思います。

(菅野) つくづく思うのですが、今どきお金を出せばそうやって業者が車で迎えに来て、あゆみというのですって。山本八百屋のちょっと中山道とバイパスの間あたりらしいのですけれども、何か生出塚の年寄りが何人か行っていて、なかなか出たがらない年寄りもそういう事業があるのですね。介護保険とは関係なく。

(支援の人の声あり)

(菅野) 支援の人なのだ。あゆみというのね。

(何事か声あり)

(菅野) では、介護保険の認定を受けないと受けられないと。

(介護保険課長) 先ほど頓所委員さんの話であれば、要支援1、2の認定を受けていないと使えないということになります。

以上でございます。

(菅野) ああいう事業っていいですね。多くの人は動けないわけですから、85も、95になってしまうと。そうすると頑張っているのです。年寄り団地なものだから、やはり介護保険の中の一環ならああいうことをすれば少しずつ生きがいを持って元気に生きられるというのをつくづく実感しました。私もサロンをやっていますけれども、サロンも元気に来てくれるのですけれども、これは月1回ですから、あれはとてもいい事業だと本当に思いました。わかりました。では、はつらつ体力、お口の健康体操なんかもそういう感じで送り迎えつきでもやるのですか。こういうのは送り迎えつきではない。

(介護保険課長) 先ほど2次予防事業につきましては、はつらつ体力アップ教室、それからお口の健康教室、脳元気アップ教室、あなたの生活応援教室、これにつきましては基本的には送迎してやらさせていただいておりますけれども、ご本人が私は自分で行けますという方もいらっしゃいますので、その方につきましては各自で集合していただいているというところでございます。

(菅野) それから、滞納者の実態を聞きましたけれども、あと保険料の減免について、鴻巣は本人が払った保険料の半額を住民税非課税世帯に限って2分の1を助成していますね。ヘルパーを家庭で頼んだ場合。住民税非課税世帯の方で在宅サービスを利用した場合、2分の1を助成していますけれども、この枠をもう少し広げることができないでしょうか。吉見町などでは、第1段階の被保険者は全額、第2、第3段階、いわゆる低所得者、これらの方の被保険者は半額を助成というふうに所得に応じてかなり利用できる枠をふやしているのです。これは考えられないで

しょうか。

（介護保険課長）今保険料の話をされていたと思うのですがけれども、利用料ということでよろしいですね。

（菅野）利用料の軽減。

（介護保険課長）鴻巣市のほうでは、利用料につきまして一般会計のほうで当初2,500万を組んでいるかと思うのですがけれども、居宅サービスを受けている方につきまして利用料の2分の1を助成しているところでございます。

以上でございます。

（菅野）住民税非課税世帯に限っているのではないですか。そういう制限ではなくて、もっと枠を広げるために第1段階、第2段階、第3段階の人まで住民税非課税ではなくて利用料の減免、半額にするとか、吉見はですから半額ではなくて1段階は全額、第2、第3段階は半額助成をしているということなのです。住民税非課税世帯というと、利用者は本当に限られますよね。もう少し枠を広げられないでしょうか、低所得者対策として。こういう考えはないでしょうか、介護保険の制度で。

（介護保険課長）今の行っております介護サービスの利用者の助成につきましては、もともと介護保険の事業から外れておりまして、一般会計のほうから市の単独費をもって助成をしているというものでございます。それですので、今のこの状況を近い将来変えるかどうかというお話でございますけれども、今のところ当面はこの形でいきたいというところで考えてございます。

以上でございます。

（菅野）あと、保険料の減免の状況についてお聞きします。何名減免になっているか。

（介護保険課長）保険料の減免につきましては、ちょっと決算のときの資料が今手元にはございませんが、基本的には火災などの被害に遭われた方が主なものでございまして、去年25年度2件だったような記憶がございます。今年度はまだ一件も来ておりません。

以上でございます。

(菅野) それから、待機者ですけれども、私270人かと思ったら342人となっています。これは人数が多いですね。ダブっているのか。実質待機者に近い数って270人ぐらいと把握していたのですが、そこらはいかがでしょうか。

(介護保険課長) 26年4月の状態なのですが、これは全て名寄せしたものでダブリはなく数字が出ておりますが、328名という形でご報告させていただいているかと思えます。その中で実際に在宅で生活している方、例えば病院ですとか老健、別の施設に入所している方とかを除きますと174名という形になります。ただ、実際に26年4月時点での数字でございますので、もう1年近くたちますので、また名寄せしたものを県のほうから調査として報告されますので、それをまた改めて後日お示しできればなと思えます。

以上でございます。

(菅野) 最後に、最も深刻な問題で、いわゆる請願のところでも論議しましたが、介護で働く労働者が非常に給与が安いと、あとヘルパーなんかは施設を非常に次から次へ条件のよいところへかわるのです。できたら最初からできたところへ行くとか、それも給与が安い、それで3Kと言われる非常にきつい仕事だということ、これが本当に介護保険を支え切れるのかと。それで、さらに政府は介護保険全体の制度の切り下げまでしようとしているわけですから、鴻巣の中で介護保険制度の継続を住民の命と健康を守りながら、労働者の生きる権利も保障しながらどうやってやる、展望をお聞きしたいと思えます。

(介護保険課長) 介護保険職の人員の関係でございますが、今回の介護報酬で2.27%減という形でございますけれども、その中でも今回の職員の人件費等につきましては1万2,000円程度上乘せできるというような改正を行っているところでございます。私どもにおきましてもその辺の全体的な、特養さんなどでは4.48%かな、の減になるようなお話も聞いておりますが、まずは一部職員でございますけれども、その部分を1万2,000円上げていただけるというところをまず考えまして、また介護報酬につきましても地域区分等で吸収できる部分がございますので、その

中でどういう状況になっていくか、この3年間を見ながら今後の状況を判断していきたいと考えております。

以上でございます。

(菅野) 入所も特養の場合には何とかお金、部屋代を仮に取られても払えるかもしれませんがけれども、例えばグループホームですか、それから老人保健施設、こうのとりのつりやフラワーパレスのようないわゆる中間施設、ああいうところへ入るとかかるのは月20万円です。うちのところのそよかぜにもグループホームがありまして、近いから生出塚の人なんかも入っているのですけれども、月20万円かかるのです。だから、2人の年金の大半が特養、グループホームの入所代、いわゆる施設に入ったら入所代にかかるのです。だから特養に入りたいのですけれども、なかなか入れないという中で、では入らなかった奥さんを入れてご主人は極貧の生活をしているのです。もうぼけてしまって奥さんを見ることができないと入れたと、こういうのを救う手だてってないでしょうか。20万確かに年金であるのです。2人の分を合わせて払えているわけですから。でも、もう80近いからうちで2人ではいられないというのです。これは救う手だてって、生活保護も収入があるからもらえないし、何とか介護の面で救う手だてあるのでしょうか。2人入ったらもっとするし。お金がなくて追い込まれています。どうしようもないです。預金があればあれだけけれども。

(介護保険課長) 確かに委員さんご指摘のとおり、グループホームですと15万以上はかかってしまいますので、なかなか通常の年金の方が入れるかというところも入れないところもございます。もう一つおっしゃられた老人保健施設、こちらにつきましては特養とある程度同じような部分で入れるのかなというところは聞いておりますけれども、医療系がちょっと入りますので、若干サービスが多くなると費用も負担がふえるのかなというところもあるのですけれども、基本的には確かにお金がないと介護サービス、施設サービスについてはなかなか利用が難しいような状況になってきてございます。居住費につきましても先ほどの多床室で500円、1日50円上がったたりですとか、いろいろ費用負担の面でも出てきている

ところでございますけれども、今後もその辺のサービスを利用する方について市として何か減免ができるかというとその辺は制度上の問題がありましてなかなかできない状況でございますので、私の立場としては申し上げられるところではないのですけれども、状況を詳しく聞きながら個別に対処していくしかないのかなと考えております。

以上でございます。

（加藤）保険給付費の中の2の介護予防サービス等の諸費の関係なのですが、ここで介護予防サービス給付費、その下の下の介護予防福祉用具購入費、その下の介護予防住宅改修費、これが前年度、26年度から比較しますと減額になっていきますよね。これは、要支援の方に主に介護予防サービス給付費というふうなものもというふうなことでさっき説明があったかと思うのですが、このようにいろんな面で必要な内容というふうな受けとめているのですけれども、どうして減額になっているのですか。これにかわる何か、ここには減額だけれども、どこかほかに何かということで予算計上されている部分があるのでしょうか。

（介護保険課長）こちらの数字につきましては、第5期の今現在の24から26年度までの実績等をもとにしまして新たに推計をし直しております。26年度の予算につきましては、こちらは第5期の計画の数字でございます。27年度はもう一度新たに推計をし直した数字ということでご理解いただきたいと思うのですが、その中で介護予防サービスを使う方といいますか、その費用が少なくなったというところがございます。

以上でございます。

（加藤）前年度のというか、26年度までの推計の中でというか、結果をもとにして減額ということなのですからけれども、これから逆に減るということは今までの結果よりも今後においては減るということよりはふえていくことのほうが多いのではないかと思うのですけれども、その辺のことを考えた中ではなかったのですか。

（介護保険課長）26年度の決算の見込みをお話ししますと、それぞれ27年度の予算額よりも小さくなってございまして、予算額では大きいのですが、27年度の予算額と比較しますと26年度の決算額は小さくなってお

りますので、実績は27年の数字よりも下回っているというところがございます。

以上でございます。

（加藤）実績がというふうなことで先ほどもそういう答弁だったかと思うのですが、だからさっきも言いましたように前年度の実績がそうだとっても逆にこういった福祉用具のとか改修費とかというものはどんどん高齢化が進む中で減ることはないのではないかとというふうに私自身思うのですが、その辺の見込みというふうなことで実績から算出したものでよろしいのですか。

（介護保険課長）今までの介護保険特別会計の予算の組み方といたしまして、基本的にはその年の計画の費用をのせていくと、その中で実際に給付費については増減がありますので、その分につきましては9月あるいは3月で補正を組みまして、実際のものに合わせていくという方法をとってございます。それですので、今回は第5期と第6期のちょうど区切りでございましたので、こういう減少をした、見た目減っているというような形になるのでございますが、来年度以降は右肩上がりで上がっていくというような計画になっております。

以上でございます。

（加藤）足りなくなるときには補正でも組まれるのでしょうから、そういう意味ではいろいろな実績の中でというふうなことの理解をしたいと思います。先ほど介護保険での対応なのか、ただそれは自主的にやっているリハビリ的なものなのかということ、要支援の人も使っているというふうな話がありました。前任者の質問の中での。というのは、私も知っている人がこれを利用されている方がいらっしゃるのですが、デイサービスセンターがある、行ってみたら普通のデイサービスではなくて、午前中行ってそこでお昼を食べて午後の時間まで一日いるのではなくて、午前中行ってリハビリをやって帰ってくる。時間も自分で午前がいいか、午後がいいかということで決められると。普通のデイサービスを受ける内容ではなくてということで、かなりいいという話なのですが、先ほどの中ではっきりと、これは今の段階では要支援だ

ということであれば介護保険の認定を受けた要支援の方で介護保険の利用でやれるわけですね。今現在はやっているわけですね。

(介護保険課長) 介護予防サービス等諸費につきましては、要介護認定を受けまして、要支援1、2の方がこのサービスを使えるという形になります。

以上でございます。

(加藤) 今後において要支援1と2の人が介護保険から外れていくというふうなことになったときに、やはり市のほう、行政が介護保険の中でそういったものも考えていけるのでしょうか。というのは、そういうことでの事業者というか、そういうことを現に始めてやっているとて面白いという話も聞いているのですけれども、本当に要支援2の人なんかは予防というよりも本当に介護に入っているという状況があるのだと思うのですけれども、どちらかというともまだ予防的にリハビリ的なことができるという、そういう福祉施設ですね。でも、外れたときに今後そういうものというのは市費をそこに投入する中で、もちろん本人負担も、今だって介護保険1割負担ですから、ただでなんていうことはもちろんないと思うのですけれども、そのことはどんなふうにかえられていますか。

(介護保険課長) 今の要支援1、要支援2の方のホームヘルパーとデイサービスのことだと思うのですけれども、その方たちにつきましてはこの保険給付費の2の介護予防サービス等諸費のところから3款の地域支援事業費、この中の1、介護予防事業費、あるいは2の包括的支援事業、任意事業とありますけれども、この中にこの位置づけが若干変わります。総合事業が始まる時にはこの中に位置づけられることになります。それですので、費用的なものあるいは国の負担的なものについては変わらずに、あくまでも介護保険特別会計の中の事業として、ただ国が一律に決めるものではなくて、ある程度市の思いが入るような事業がこの中でできるということでございます。それなので、地域支援事業に移ったときには市町村によってはサービスの内容にばらつきが出たり、あるいはあっちにはこういうのがある、こっちにはこういうのがないみ

たいなところも出てくる可能性はございます。それが市独自でやることになろうかと思えます。それですので、この地域支援事業の中で今後は利用していくと。サービスにつきましても基本的には今介護予防サービス等諸費で受けている専門的なサービスにつきましても、みなし指定ということで新しく地域支援事業で行う事業所として指定をされますので、同じレベルのサービスは確保しながら、またそのほかの多様なサービスを整備していくという形になろうかと思えます。

以上でございます。

(野本) 特にもう今まで出ているので、1つだけ確認的に伺うのですが、歳入の8款諸収入の雑入、返納金というのは予算として出ているわけですが、これは決算で出てしまっているものをここに予算組みしているということではなかったのでしょうか。

(介護保険課長) これにつきましては、以前介護保険事業所、施設なのですけれども、そこで過誤請求が発生している部分がありまして、それが結構な金額になっておりまして、1億7,000万ぐらいの金額だったのですが、それを順次分割で市に返納しているという部分がございます。それが昨年までは1,800万だったのですが、ことし27年度につきましてはそれが4,500万という形になりました。それで、28年度で全部完納するという予定であります。だから、今回その返納分が1,800万から4,500万にふえたということでこの予算組みという形になっております。

以上でございます。

(野本) そうすると、過去の決算書に載っている数字がここに載るのですか。そうではないのですか。

(介護保険課長) 市の決算書には載らないのですが、あくまでも給付費として市が払ってしまったものの中に間違っただけのものがありまして、それを改めて年度を分けて返してもらっているという形になります。それは、施設ですので結構な金額になろうかと思えます。その部分が全体として1億7,000万程度ありましたので、それを1回では返せませんので、分割して返していただいているという状況でございます。

以上でございます。

(野本) ちょっとよくわからないのは、決算書には出ていないのだけれどもというのはどこに行ってしまったということになるのでしょうか。

(介護保険課長) 予算書に載るのは、あくまでも誤って請求し過ぎたものを返していただく金額が歳入として載っかってまいります。歳出のほうにつきましては、もともと誤った請求をしております、それに対しての90%を市のほうから給付という形で歳出しておりますので、その全体的な今までの歳出、給付費の中にその数字が載っかっているということでございます。それなので、一回支払ってしまったものを払い過ぎでしたので、その部分は返してくださいということで返していただいているという形になりますので、払い過ぎた分がこの分というのは決算書には載らなくて、給付費全体として載っているということでございます。以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) この制度は、政府の福祉切り捨て施策のもとで介護の苦しみを逆手にとって制度がつくられました。以降3年ごとの改定のたびに制度の改悪が行われてきまして、今回の第6回の制度改正ではまさに介護を受ける人も介護にかかわる労働者も、それから高齢者を抱えている家庭に対しても大変な苦痛を与えるものとなっています。本来政府が行う福祉施策とは相入れない方法が特に今回多く盛り込まれています。詳しくは本会議場で論戦をしますので、以上を述べて反対討論とします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第36号 平成27年度鴻巣市介護保険特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午後4時30分)



(開議 午後4時40分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第39号 平成27年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(菅野) これは県段階でやっているものですから、大変市町村で見えないのですが、まずこの表に従ってお聞きしたいのですけれども、26、27年度の最高限度額が57万円、国保は73万ですけれども、それに比べて非常に高いわけです。これは、57万払っている方は市内でどれぐらいの人数おられるのでしょうか。最高の57万。

(国保年金課長) 後期高齢者医療特別会計の限度額到達者は、ちょっと今手元にございませぬけれども、国保につきましては73万到達している方が、これは医療費分、後期高齢者支援分、それと介護分と3つあるのですけれども、おのおの300人から500人ぐらいいらっしゃいますので、それから見ますと保険者が3分の1程度でありまして、なおかつ年金受給者が多いですので、それほどいらっしゃらないというふうには考えておりますけれども、ちょっと今手元にございませぬので、詳しいことは申し上げられません。

以上でございます。

(菅野) それと、2014年、15年の3月末日で基金というのは幾らぐらい

あるか、そういう会計はわかりますか。

（国保年金課長）今のお話は県の財政安定化基金ですか。

（菅野）県です。

（国保年金課長）それは、この表の右側のほうに載せてありまして、内容説明の隣に、まず保険料の率と均等割が載せてありまして、その隣です。保険料率上昇抑制財源ということで、剰余金として保険給付費支払基金が約142億円あります。それと、財政安定化基金というのが何度かお話ししてありますけれども、約91億円あるようです。それで、来年度剰余金の142億円の基金から43億円を活用する予定ということで伺っております。

（菅野）この審議会に共産党から工藤薫さんという新座の市議が1人出ているのです。前は大宮の市議が出ていたのが落選してしまったので1人なのですけれども、いつも彼女が支払基金を要するに減税に回しなさいとさんざん言って、議長もそうだなんて言ってきて、ようやく43億円が活用されるということですが、これは高い料金、税をやって142億円の基金ってすごい額だと思いませんか。さらに財政安定化基金が91億では233億の基金というのは、それこそ総収入の何%とか、かなりの額になるのではないのでしょうか。今まで一回もこの基金は使わないでずっとため込んできたのでしょうか。

（国保年金課長）25年度末はたしか82億円ぐらいだったと思いましたが、それがまたふえていますので、実はこれは市長会等を通してこの基金を取り崩して2年に1回の保険料の見直し、改定に当たりましてぜひ使ってくださいという要望をまず市長会や広域連合に話しております。それを県のほうに要望しまして、これは県の基金ですので、県のほうで取り崩してもらわないと使えませんので、これを市長会と国保連合会を通じまして県に要望しているところなのですけれども、私が最近の状況を聞いた話ですと、最近基金を崩してないと。これは当初から崩していないかどうかちょっと確認していませんけれども。

（菅野）多分崩していないわ。

（国保年金課長）そうですか。恐らくまだためているということで、保

険料がこの左側に、ちょうど20年度から始まっていまして、7.96から今8.29です。均等割が4万2,530円から逆に均等割は一回下げたのです。またちょっと上げていますので、恐らく基金最近崩していないということなのですけれども、古い話はちょっとわかりません。

以上でございます。

(菅野) その工藤薫さんの2月17日、第1回定例会がさいたま市内で開かれているわけです。埼玉県後期高齢者医療広域連合議会が開かれています。それで、2015年度の一般予算案の中で特別会計予算、保険料の特例軽減廃止に関する条例案の3件に反対をしているのです。この中で保険料特例軽減を廃止していることについて、県内では31万人以上に影響が出るから、これを廃止すると保険料が5倍になる人もいるというふうに工藤さんが指摘しているのです。保険料滞納者の75%を低所得者が占める中で持続可能な制度というが、保険料が払うことが困難になれば制度自体が成り立たなくなると、取り崩すなということ国に言いなさいと言っているわけなのですけれども、国にちゃんと物を申しているのでしょうか。この数値は31万以上に影響が出ると、5倍になる人もいるというのですけれども、鴻巣がこれに適合する人というのはいらっしゃるのでしょうか。

(国保年金課長) 実はこの特例の廃止が、再来年度を予定されていまして、平成28年度からの予定ということで医療改革の中で後期高齢者医療の見直しという中で出てきている話でございます。これは、当初来年度からの見直しということで出たのですけれども、今与党のほうで反対が多く出まして、次年度に先送りになっています。実は通常国保でいうと2割、5割、7割軽減なのですけれども、後期高齢者の場合ですと急に導入された経緯もあったのですけれども、実は軽減が2割、5割、8.5割、9割というかなり軽減があったわけです。これが今菅野委員さんが言われたように8.5割、9割を本来の7割軽減にするとかなりの影響があるかなと考えておりますけれども、来年、再来年度の見込みということなので、まだ詳しく調査しておりませんが、ただかなり所得の低い方、例えば基礎控除額33万円以下ですとか、8.5割軽減の対象の世帯の

うち同一世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下の方が今9割になっているのですけれども、この方たちが7割にいくのではないかということで見込まれていまして、ちょっとまだ影響まで算定しておりません。特例軽減といいまして、実は法律で決まっているわけではなくて、予算措置ということで予算で軽減をしているわけです。実は9割軽減のほかにもありまして、75歳になるまで家族が入る医療保険のいわゆる社保ですとかほかの被扶養者だった方が実は2年間に限り5割軽減の均等割というので、これが実際は無期限の9割軽減になっていたのです。これは2年間に限り5割軽減だったものがずっと無期限で今のところ9割軽減になっていたのが、これが見直しされるということで、全国的には865万に上る、全加入者の過半数が特例対象と言われているので、同じ鴻巣が過半数ということであれば推計が出ますけれども、まだその辺が推計を出しておりませんので、何とも言えませんが、かなりの影響があるかと思っております。

以上でございます。

(菅野) それから、工藤さんの論戦ですけれども、埼玉県平均保険料が全国7位なのだそうです。非常に高いと。滞納額が11億円を超える中で、いわゆる減免制度がほとんど利用されていないということで周知徹底を求めたということで、これはどこの責任なのでしょう。市役所の責任なのでしょう、本人の責任なのでしょう。周知徹底されていない。

(国保年金課長) 先ほど保険料の関係は補正のほうで、実は税率や所得割と均等割は全国的に見ると先ほど申し上げましたように高くはないのです。ところが、では1人当たりの保険料はどうなのかということで調べたことがあるのですけれども、実は高いほうなのです。これはなぜかなと思うと、やっぱり所得割の関係かなと思っております。恐らく首都圏ですとか3大都市圏では、やっぱり収入、所得が多少あるので、その所得割の関係で全国的には高くなるのではないかと思っておりますけれども、そのもとの所得割とか均等割は全国平均よりちょっと低いかなというふうに考えております。ただし、それが所得に何か反映してきますと高くなる、それが現状でございます。

それと、減免につきましては、これはいろんな保険制度と同じようなことが基準なのですけれども、やはり後期の場合も火災や自然災害等の被災、あるいは先ほどちょっと申し上げたことがありましたけれども、事業の休廃止なども一つの例として後期高齢者医療保険制度の中でこういうものも減免になる場合がありますということで、そういう場合があった場合は減免申請をしてくださいというのが趣旨のようです。これは、広域連合が当然保険者ということでなっておりますので、原則広域連合がチラシあるいはホームページ、それを受けて多少市町村も協力するのは必要だと思っていますけれども、保険者自体が広域連合となっておりますので、その辺も含めて広域連合に申し入れや、あるいは私ども市のほうでもホームページ等を活用していきたいというふうに考えています。

（菅野） 鴻巣で対象となりそうな人というのはよく見ればいるのでしょうか。

（国保年金課長） 実はほとんど減免申請されている方がいませんで、25年度についてはゼロ、今年度は何か火災で被災を受けた方が今のところ最近出てきたということで、今1件ほど減免に該当しそうな方がいらっしゃるというふうに聞いております。ただし、減免の場合は納期未到来の、まだ納期が来ていない納めていない分が減免になりますので……

（納めたのはだめの声あり）

（国保年金課長） そうなのです。これは税金もそうなのですけれども、既に納めた分を減免というのはできないのです。これから納期が来る分について減免になりますので、この辺どうなってくるか、その辺が処理が今進んでいるのか、ちょっと確認はしておりませんが、何か1件ほど該当しそうなお宅があったというのは聞いています。

以上でございます。

（菅野） 要するに後期高齢者分のかなりの負担を結局は他の保険者に押しつけていますよね。共済ではない、国保ではない、健保組合だの。そのことが今健保組合はどんどん解散して協会けんぽに入るとか、協会けんぽは今度課税率を引き上げるとか、そういうことにつながっています

よね。それで、国保の県段階で先ほど言った財政安定化基金、国保でも言いましたよね。県になった場合どうたらこうたらと言っていましたけれども、このお金の原資も後期高齢者のように健保組合とか共済とか、そういう健康保険組合、いわゆる所得の高い層から取ると言っているのではないのです。要するに後期高齢者分の医療費をほかの保険にやり切れないからと転移する中で、大変健康保険組合が解散するなどという事態がずっと続いていると思うのです。これは、手をこまねいて待つ以外にないのでしょうか。

（国保年金課長）国策といいますか、非常に難しい案件だと思うのですが、後期高齢者の場合はやはり制度設計といたしましては1割は後期高齢者のいわゆる自己負担、それで残りの半分を保険料と公費負担で賄うということが、やっぱり保険料半分、公費負担が半分というのが一応制度的には設計されているのですけれども、これはやはりそのうちの……今申し上げましたように、公費が5割なのです。保険料が1割ということになっていまして、実は国保や健康保険組合、医療保険などありますよね。これが実は、まず支払基金に一括納付しているのですけれども、支払基金を通しながら4割を後期高齢者支援ということになっているのです。10割のうち公費が5割、残りの5割のうち1割が保険料、残りの4割が後期高齢者支援金ということで各国保とか保険者のほうから支払基金を経由して流れているのです。こんな形ですので、どっちかというとしは公費5割のうちの1割、それと国保経由でまた保険料が流れていますので、かなりの分が後期高齢者のほうの支援に当たっているというのが現実になっています。さっき基金というお話があったと思いますが、基金は今回国保の場合ですと国が出したお金で財政安定化基金を創設しようという話なのですが、実はこれからくりがありまして、やはり健保組合とか我々公務員が入っている共済組合も含めて、全面総報酬制、今3分の1程度が報酬割になっているのですけれども、全面報酬割にして、それで浮いた分を国保のほうに投入したいというのが、我々国保をある意味預かっている者からすればありがたいという気もするのですけれども、我々労働者といいますか、いわゆる大きな会社が入

っている健保組合、あるいは我々が入っている共済組合からすると負担がふえているというのが、これは間違いありませんので、我々一職員とすればやはり弱るなど思うのですけれども、国保からすると多少ありがたいという複雑な気持ちです。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(菅野) 県では大変多額の基金がありまして、ようやくそのうちの一部を引き下げに回すという方向が見えたようですが、制度改悪によって引き続き保険料金が高い保険料金のままという状況が明らかになりました。特にこの制度が国がそもそも社会保障制度を出すそのものを削っていることで、いわゆる他の保険者にも……健康保険組合などは組合自体をやめてしまって、多くの労働者が協会けんぽに入るといって、協会けんぽは協会けんぽで保険料をどんどん上げると、そういう魔の連鎖になっています。年をとったら病気になっても安心して病院に行けるように、とにかく社会保障費をきっちり何においても保障することであると思います。それに逆行した政治であることは、何回も言いますが、消費税を1989年導入以来282兆円も取りながら、社会保障にはほとんど入れていません。どんどん、どんどん引き上げているわけですから、前年度より引き下げるような状況が続いています。法人税がこの間255兆円も減らされました。ひとえに大企業のもうけのために多くの国民が本当に生きるのも大変だという状況に追いやられている国政である、その象徴が後期高齢者医療制度である点を指摘しまして反対します。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第39号 平成27年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について、
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

なお、議事録の調製及び委員長報告の作成につきましては委員長に一任
願います。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後5時06分)